

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小野寺五典君。

○小野寺委員 自由民主党の小野寺五典です。

きょうは、このような質問の機会を与えていた

だきまして、ありがとうございます。

私は、今回被災をしました宮城県の気仙沼というところに住んでおります。今回、地域の皆さんからさまざまな声が上がっております。一番初めはやはり避難、被災ということで、その日の生活

ということを大変心配しておりましたが、今電話がかかってくる内容、現場で聞く内容は、悲痛な話が大変多くなっています。

例えば、これから的生活設計。そして、実は多くの方が、今回津波で流された住宅に関しても、家屋、工場に関しても、既に借金、ローンを組んでこのようなものをそろえていた。今回津波で一瞬にして流されてしまったということで、この負債だけが残ってしまったという事業者の方、個人の方がたくさんおります。

そして、もう一つ悩ましいのは、通常、例えば、家屋には火災保険等を掛けしております。我が家も掛けておりました。ですが、今回のような津波、地震に対しては、実は適用されません。そして、仮に地震特約をつけていたとしても、実は十分な補償が出ないということです。きょう、この委員の中にも、関係する御地元の方いらっしゃると思いますが、同じような悩みを恐らく持かけられているんだと思っています。ですから、さまざまなお支援が至急欲しい、そのような中で、きょう、こういう質問をさせていただいております。

その中で、実は、政府が今回提出予定の中の法案を見てみますと、確かに、あつた方がいいという内容は多々あります。ですが、本当にこれで救われるんだろうかということが幾つかあります。例えば、今回の所得税の控除関係の中で、雑損控除特例、あるいは災免法による所得税の減免、前年分の適用、同じような、被災事業用資産の損失の特例、こういうものがありますが、これはあ

ただいているのは国税にかかる部分でございましょうけれども、基本的には地方税においても同様の対応をしておりまして、きょう総務委員会で御議論があるかというふうに思います。

○小野寺委員 最終的には財務大臣がすべての予算の支出について責任を一義的に負うというこ

とになりますので、改めてお伺いします。

そういう状況の中で、幾ら難損控除をかさ上げしますとか、さまざまな減税の措置を行いますと言つても、もともと所得がない方、この方が大半になると、いう中で、減税だけで十分な対応はできない、そう思いますが、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○野田国務大臣 まず、小野寺委員におかれましては、地元が気仙沼ということで、御家族を含め被災をされて、そして今、地元の声をお聞かせいただきました。改めて心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

今回の税制上の措置は、可及的速やかにやらなければいけないことを網羅したというつもりでございまして、もちろん、これだけで十分ではない、というふうに思います。加えて、雇用であるとか、あるいは中小企業の皆さんとのこれから事業をどうするか、そういうことも含めて、復旧や復興の予算の中でできるだけ対策を講じていきたい

ことになりますと、財政基盤がさらに厳しくなるというふうに思います。こういう地方税の減税も含め、地方の公共団体への財政的な支援についてどのようなお考えがあるか、教えてください。

○野田国務大臣 小野寺委員御指摘のとおり、地方税法を改正して、税制上の特例措置を行つた場合、地方の減収ということが起ります。特に今

回は、被災地の自治体、財政力が厳しい自治体が多いと思うんです。そういうことにかんがみまして、総務省において適切に地方財政措置を講ずることが検討されているというふうに承知をしていまして、具体的には、既存の財政措置に加えて、新たに地方債の特例を設け、その減収額の全額一〇〇%について地方債の発行を可能とし、後年度、その元利償還金の全額について交付税措置することを予定しているというふうに承知をしています。

○小野寺委員 交付税措置という形で後年度措置を参考にしながら、それを拡充したり、今回の東日本大震災の場合はもつと広域的で大規模ですかね、新たに入れられたものもございます。でも、これから、新たに入ったものもございます。でも、これまで十分とは思っていません。各党の御意見も踏まえながら、これからもしっかりと対応していかたいというふうに思います。

今回の税制上の措置は、阪神・淡路大震災のときを参考にしながら、それを拡充したり、今回の東日本大震災の場合はもつと広域的で大規模ですかね、新たに入れられたものもございます。でも、これから、新たに入ったものもございます。でも、これまで十分とは思っていません。各党の御意見も踏まえながら、これからもしっかりと対応していかたいというふうに思います。

○小野寺委員 それから、今回は所得税ということがあります。店舗自体が被害を受けて、四十日たつた

う、こういう大変多くの悩みがございます。それでも一つ大きな悩みというのは、被災地の金融機関、これ自身が流されてしまっていて、今も実は再建できていないことがあります。

例えば、今、地元で金融機関のあいでいる窓口はおろせますとか、実はさまざまな国の支援がある、あるいは今回リスクを取るためにはどうしたらいいんだろう、そういうことの相談の窓口はあつても、再建のための融資、このための銀行の窓口が今開いていないんです。

○野田国務大臣 この財務金融委員会で御審議い

う、こういう大変多くの悩みがございます。それでも一つ大きな悩みというのは、被災地の金融機関、これ自身が流されてしまっていて、今も実は再建できていないことがあります。

さて、実は今回、各種事業主あるいはローンを組まれている方、それぞれ自分の家のローンがまだ残っている中で家が流された、保険も十分に出ない、これからどうしてこの負債を返していくこ

は、こういう大変多くの悩みがございます。そしてもう一つ大きな悩みというのは、被災地の金融機関、これ自身が流されてしまっていて、今も実

に再建できていないことがあります。

○小野寺委員 そういう状況にあります。ですか

は信金、信組というところも相当の被害を受けています。店舗自体が被害を受けて、四十日たつた今でも復旧できていない、復旧の見込みというの

は大変厳しい、こういう状況にあります。ですか

ら、まず金融機関がない。

そして、これらの金融機関も、自身が相当の被災を受けていますので、例えばその復旧に關してこれから大変だ。そして、お取引先様に關しても、相當数、もう事業が継続できないような状況になる、このままでいつてしまふと、それこそ経営的に破綻をせざるを得ない、そういうところもたくさん出てくる、そういう不安が地方では蔓延不安が出たというふうに伺っております。

それを払拭するためにも、今回、地方の金融機関が、例えば金融機能強化法の中でしっかりと公的な資金の注入を政府に要請したい、こういふ声を上げている現実もありますが、このような地域の金融機関が、これは金融機関が、例えば今までたくさんの不良資産があつてこの状況になつたというわけではなく、今回の震災においてこのよろしい局面に今直面している。そして、これからしっかりと信頼をさらに担保するためにも、さらには金融の貸し出しができるためにも、この強化法に基づく支援ということを今検討していると伺っておりますが、このことに対して、政府としてはどのような対応をされるか、お伺いいたしました。

○和田大臣政務官 先ほど米、小野寺委員の、本

当に被災地における、議員としてのつぶさに見られた姿をお聞きしております。私が担当します金融の分野でも精いっぱいのことをやつていてるつもりでござりますが、なお一層努力が必要だなといふお聞きしております。

まず、先ほど財務大臣へのお問い合わせだったようですが、金融機関、現地においては約二千七百ほど店舗がございますが、本当にそれぞれ努力していただいているところではあつても、四月二十日時点ではそのうち百二十ほどがまだ閉鎖されたままでござります。

おつしやるとおり、本当に御不便をかけているところでござりますが、金融庁からのお問合せですが、金融機関サイドとしても最大限、今努力しているところでございまして、預金の引き出し等に

つきましては、ほかの金融機関に行つていただきたいです何とか対応をとつていただくネットワークを構築しております。

先ほどのお問い合わせは、貸し付けについての御相談ということでございますので、さすがにそこは他の金融機関でお受けするわけにはなかなかまいらないわけでございますが、なお一層、どういった対応ができるか、また努力を要請していくたいというふうに思つています。

今のお問い合わせの金融機能強化法につきましては、この法律そのものが、地域経済をしっかりと支えようという地域金融機関にはしっかりとサポートすべく、成立させられた法律でございま

す。地域経済もしくはその地域にある中小企業、これらを支えるためには、そもそも、資本増強という手段でございますが、危なくなつた金融機関を助けるという趣旨よりは、むしろさらに貢献していくだけということを前提に、地域金融機関からの申請があれば金融当局としても積極的に対応していくべきだというふうに考えております。

今、実は法改正を検討している最中でござります。できるだけ早く御提出申し上げられるよう準備を整えてまいりたいと思います。

その中でも、今回、そつやつて使つていただきたいという趣旨を含めまして、より使い勝手のよい、例えば一例として申し上げれば、法律の中に経営責任を明確化すべしというような条項も盛り込まれているわけでございますが、被災地域や、それに間接的な被害を受けいらっしゃる企業であれば、それをサポートしている金融機関に経営責任があるから状況が悪化したり厳しくなったりしているわけではございませんので、そうしたところも含めて、しっかりと対応をとつていただきたいふうに思つております。

○小野寺委員 もう一つ悩ましいのは、実は、地方銀行はそれぞれの県内に店舗があるんですが、信金庫、ここに至つては地域密着型ということになります。ですから、例えば、個別の名前で恐縮ですが、石巻もありますし、気仙沼にも信用

金庫がそれぞれございます。これらは、その店舗も実は沿岸域に限定がされております。そして、取引先も主にこの沿岸域に限定をされています。

今のお問い合わせの金融機能強化法につきましては、この法律そのものが、地域経済をしっかりと支えようという地域金融機関にはしっかりとサポートすべく、成立させられた法律でございます。地域経済もしくはその地域にある中小企業、これらを支えるためには、そもそも、資本増強とく債権がどんどん劣化していく。一年間は猶予があるとしても、その後は、実際にどれだけこの債権が価値があるのかということ、担保は価値があるかということをそれぞれの金融機関はしっかりと査定をしなければいけない。そして、自己資本比率がそこまでた決められる。本当に今回は、経営努力ではない、大きな被害、特に、この沿岸域における信用金庫には相当のダメージということになります。

金融機能強化法で対応できるというのは、お話しされた、経営責任を問わない、今回の改正ですね。当然これは経営責任なんか問われるはずはありません、天災ですから。ですから、私は、この改正の趣旨自体がもう少し踏み込んだ方がいいんじゃないかと思っています。

今回、資本注入を受けるということになりますと、当然、利子に相当する分、配当という形で、これらの金融機関は返済をしなければいけません。恐らく、現在二%あるいは二%強の配当といふ形で、資本注入を入れてもらつた金額に関しては、利子を、実は金融機関が払わなきやいけない。そして、この利率というのは、それぞれ金融機関の体力や状況に応じて、実は高くなる。そうすると、沿岸域における金融機関は、体力も、それから持つてある資産の価値も相当劣化するだろう。逆にこの配当が高くなる。被災を受けて、経営責任は問われなくても、もう実際、経営 자체が大変厳しい状況になります。

私は、各種、今後は政府がいろいろ新しい政策を考えておりますが、特に、これだけ被災を受けた、店舗の半数以上が全壊になつてしまつた地域の金融機関に對して、今回、国を通じた形での資本注入ですが、例えば、この返済利子の相当分、配当という形の一部を国が負担する、このようない制度に踏み切ることも当然あるのではないか。

そんなに大きな金融機関ではないんです。地方の、支店が七つとか九つしかない信用金庫、そこの半数以上の店舗が全壊、お得意様もほとんど今すぐ再建できない。幾ら資本が、今回強化法でお金が入るとしても、いずれこのお金は、この金融機関は、配当という利子を払つて返さなければいけない。本当に何も支援をしなくていいのか、資本注入だけでいいのか。

そういう方向についてぜひ、きょうすぐに即答できなくとも、深い意味で考えていただいて、これらの金融機関に對してのしっかりとした支援ができるかどうか、お伺いしたいと思います。

○和田大臣政務官 私どもも今回の機能強化法等改正案を検討していく際には、震災という事情を重く受けとめて、いろいろな要素を考え合わせていく必要があるというふうに考えております。小野寺委員の貴重な御意見もきつちりと踏まえながら、検討させていただきます。

○小野寺委員 所掌ではありませんが、最終的にこれを後押ししてやるのは財務大臣だと思っております。

それほど大きな銀行を支援してくれということではないんです。地方の、本当に今回津波の被害を受けた、自分たちの店舗も、そして取引先の皆さんも本当に厳しい被害を受けた。そして、地方に住む、私どももそうですが、小さい商店、本当にこれから再建しようと思つてローンを借りる方、教育ローン、さまざま身近な金融の相談は、実は地方の信金にお願いしているんです。この信金が傷つくということは、こういう地方の、本当に生活しているところが傷つくということ。

そして、せひ聞いてください。地方銀行はまたちゃんととした銀行業務を行つていません。ですが、これだけ被害を受けても、信金の皆さんは、壊れた店舗で、手書きの伝票で、実は懸命に金融の努力をされています。私が見たすばらしい景色は、震災三日後、この信金の職員の皆さんが、背中にリュックサックを背負つて、その中に現金を入れて、大きな現金ではあります、手書きの伝票で、今被災している方が少しでもお金が必要であれば、自分たちが自転車で、車はありませんから、被災地を回つて、そこで金融の支援、小口の引きおろしの窓口として働いている姿、これを見て、目頭を熱くしました。

残念ながら、ほかの銀行はいまだに店舗を開いてくれない。相談窓口しか置かない。その中で、いかに被災地における信金の役割が大きいか。そして、ここが大きく傷ついたんです。せひここに關しては、今後、機能強化ということで資本の注入はもちろんのこと、ぜひ利子に当たる配当金という問題、これも支援していただけないか。

さまざまの制度の中で、例えば農協とか漁協とか、あるいは役場とか公的な機関については、激甚災害の指定で、この八割、九割を国が修復の補てんをします。私は、地方の金融機関も公的な役割を担っていることはもちろん、もしかしたらそれ以上かもしれない。その災害復旧に対して、現在、これは民間の機関だからということで、何も支援のスキームはありません。せめて、ここで被害を受けた信金、幾つもないんです、そこに 대해서はさまざまな制度を設け、これだけ、半数以上の店舗が被害を受けた場合には、配当に当たる一部を国が補給してあげる、このぐらいの制度をぜひお願いしたい。

再度、財務大臣と和田政務官にお願いします。ぜひこのことを重く受けとめていただけるよう、励ましの言葉をいただきたいと思います。

○野田国務大臣 信金、信組が地域に根を張つて、その活動が地域の皆さん的生活、そして中小零細企業の事業のまさに中心となっている後ろ

盾になつてゐるということは本当に間違いないと
いうふうに思います。今の被災地における取り組
みは、まさに頭が下がるという思いでお聞きをし
ております。

そういう厳しい現状を我々はどうやつて認識を
し、どう対応するか、これは専ら金融庁が御判断
をすることだと思いますけれども、私個人として
も自見大臣とよく御相談をさせていただきたいと
いうふうに思います。

○和田大臣政務官 先ほど申し上げたことの繰り
返しになつて恐縮ですが、私どもとしまして、今
回、機能強化法を改正するに当たつては、今おつ
しゃつていただいたような被災地の現状といふの
をしつかりと受けとめながら、最大限、できるこ
とを考えていきたいと、いうふうに思つております。

○小野寺委員 ゼひ、まだ各種の制度が、これか
ら法案として、審議をもう既にされているといふ
こともあります、これから、後づけでもいいで
す、あるいはさまざま工夫でもいいです、少し
でもこれらの信金、信組そして地銀に対して支援
をしていただき。これは地域の経済にとつては心
臓です。心臓が弱つてきたら、幾ら血液を入れて
も体に循環をしません。心臓を強化すること、こ
れが私は大切なことだと思っております。

それからもう一つ、これから私ども、復旧をし
ようと思うとき、再建をしようと思うとき、こう
いう場合に、実はこういう事例があります。

地域で不況が続いておりましたので、例えば建
設業、建設業にかかる電気屋さん、工事屋さ
ん、ベンキ屋さん、こういう方々が、最近公共事
業がどんどん減つて大変だ、経営が苦しくなつて
いるという中で、政府のさまざまな信用保証の枠
組みで融資を受けていた。それで何とか經營をす
ることができた。今回の震災で、実はこれらの、
例えば車であつたり、器具であつたり、工具で
あつたり、倉庫があつたり、こういうものがすべ
て流されてしまつて、復旧が今できない状況にあ

この方々は、地元の地域の復興には不可欠なんです。私の家も津波で水をかぶりました。恐らく住めないと思います。ですが、もしこれから再建するためには、当然そこで、電気あるいは水道、ガス、さまざま業種の方のお力をいただかなきやいけない。ところが、この方々が、長引く不況でかなり経営が大変、そして政府保証枠で融資も受けています。

今回、これらの人たちが十分活躍できるような状況になります。これらの力の人たちがいなければ、地域の再建はできません。もう一押しの保証枠、もう一押しの保証の後づけがあれば、今までの負債も含めて、最終的な返済計画がしっかりと立っていく、こういう方も多いはずなんですね。

この間まで、八千万とよく言われますが、無担保の保証枠ということがありました。今回の震災を受けて、このさらなる上乗せということを政府としてお考えと伺っておりますが、その内容について、あるいははどのよな形でこれが行われるか、教えていただければと思います。

○豊永政府参考人 お答えさせていただきます。

今般の震災で被災された中小企業の方々にとらえまして、資金繰りは最も重要な課題だと認識しております。私も、三月の末に石巻、塩竈に参りまして、その悲惨な実態を見てまいりました。こうした経験を踏まえまして、政府といたしましては、これまでさまざま支援策を講じてまいりました。

具体的には、今お話をありました信用保証でございますけれども、震災直後の三月十四日には、直接被災された中小企業向けに災害関係保証、また、間接被害を含めた、業況の悪化された中小企業の方々には、全業種を対象にしましたセーフティーネット保証を切れ目なく実施てきてございました。

お話のありましたように、この災害関係保証、セーフティーネット保証につきましては、無担保保証、無担保枠八千万円、また、それを含めて最大で二億八千万円の上限がございます。これまで

既往債務がおありの方々には、確かに窮屈な面があるとお借りになる方々には、確かに窮屈な面があると承知してございます。

したがいまして、中小企業庁といたしましては、今回の補正予算を活用いたしまして、信用保証枠を大幅に拡充するといった措置を含めました。震災対応の新たな保証制度の創設を検討しているところでございます。できるだけ早くその実現に尽力してまいりたいと考えてございます。

○小野寺委員 今お話をありました、これは保証協会によつて、震災復興の緊急保証ということとで、従来の八千万の保証枠にさらに上乗せして、八千万までの保証をいただけるというような検討が今なされている。もちろん補正予算の通過が前提ということになると思いますが。

私どもは、こういう制度があると、やはり勇気がわくんです。そして、地元で今避難所にいる方々が、よし、これをもつて、もう一度、流された車であつたり、倉庫であつたり、あるいは工具であつたり、そういうものをもう一度整備して、そしてこの復興に向けて最前線で頑張つていこう、これには五年、十年かかる、自分たちがその役割を担うんだ、その勇気、後押しになります。そして、必ず、こういう技術を持つている方は、努力をされ、今までの債務も含めて返済ができる、将来は、しっかりとした経営体制のもと、納税もできる、こういう方々に必ず変わります。漁業者も同じです。

ぜひ、こういうところの支援のためにも、この保証の制度が今後決まつたとしたら、速やかに、あるいは、窓口でさまざま書類等の問題があると思いますが、これらの被災者の皆さんはすべて流れているんです。帳簿も流されているんです。そういう面では、手続の簡素化。せつかくこれだけの制度をつくつてもらうのであれば、それが実態として生きていいくこと、うまく回つていいくこと、そしてそのモニタリングもぜひ中小企業庁にはしつかりしていただきたい、そのように思つて

おります。

さて、時間もそろそろ最後になりました。一つ、被災地に住む者の意見として聞いていただきたいと思います。

今回は、全国の皆さんとのさまざまな支援によつて本当に救われていると思います。そして、これから、まさしく申しわけないと思つてるのは、

この震災復興に関して十五兆とか二十兆とかざまざまな予算、これがかかるということの試算もござります。これだけの予算を、全国の皆さんのが金や、あるいは将来にわたる税金によって賄うということに関しては、大変申しわけなく思つております。

ですが、一つ政府に対してお話をしておきたいのは、私どもは、こういう被災を受けたとき、それから立ち上がるのに今支援をしていただきたい、そして立ち上がった暁には、やがて納税者としをしたい、そういう思いで復興の決意をしております。

その中で心配なのは、消費税の引き上げの問題です。どうも、震災に対する支援のために消費税の引き上げの議論ということがあちらこちらから聞かれておりますが、もしこうなりますと、被災者たために日本国民の税金が上がる、このようなメッセージが伝わつたら、あるいはこのような受けとめ方を日本国民にされたら、私ども被災地に住む人間にとってはたまりません。阪神・淡路のときは税金を上げたでしょうか。

私たちがお願いしたいのは、私たちの地域は、これは復興です。ですから、同じ国債を発行するのも、建設国債、将来の負担をローンで支払いするような、そういう建設国債の内容で、本来ならば充当されるべき内容だと思います。それが、なぜか赤字国債の発行をどうも伴うような将来の消費税の議論というのが今回なされるのであれば、地域に住む者にとって、このような議論で進めば、大変肩身が狭い思いになるのではないかと思つております。

この震災復興予算と、現在、消費税の議論が一部なされていると伺つておりますが、現在の議論の状況についてお伺いしたいと思います。

○野田国務大臣 まずは復旧が大事でありますので、きょう、閣議で概数の決定をしました。約四兆円の第一次復旧の補正予算、これを、できれば

四月二十八日には国会に提出をして御審議いただきたいと思います。

その後の復興については、復興のための復興構想会議がつくられました。ここで青写真が六月の末ぐらいにつくられてくるだろうと思います。かつまた、与野党的さまざまな協議も行われるだろうと思いますが、まずは復興のビジョンをつくつて、当然被災地の声もしっかりと反映をさせながら、復興ビジョンをつくる上でどういう対策が必要なのか、財源はどうするかという議論を精力的にこれから行っていくはずであります。まだ、具具体的な税目をどれにして、その税率をどう上げてという話をしているわけではございません。

○小野寺委員 消費税というのを、被災者の復興とすることで、税金が上るのは被災地の方を支援するためだ、そういう話でこの話を進めていくことに関しては、私どもはぜひ反対をしたいと思つております。

最後に一言だけお話しさせていただきます。政府で復興会議なるものができたというふうに伺つております。阪神・淡路と私どもの今回の東日本の震災の一番の違いは、阪神・淡路、神戸、兵庫は真ん中なんです。ですから、さまざまな地

も、そこは空虚なミニュメントにしかならない。そういうことを踏まえて、ぜひこの会議の中で、構想ではなく、大切なのは産業、この地域で働くて生きていけるための産業の復興ということ、これを重く受けとめて財務大臣には対応していただきたい、そのように思います。

ありがとうございました。

○石田委員長 次に、小里泰弘君。

○小里委員 自由民主党の小里泰弘でございます。本日は、質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、自由民主党は、災害発生当初から各部会をフル稼働いたしまして、政府への提言もまた行つてまいりました。党独自のボランティア活動も行つてきたところでございます。そして、三月二十四日には緊急対策の提言を行つたところです。緊急提言を、一次、二次合わせて行つたところでございます。菅総理を初め政府におかれましては、この緊急提言をしっかりと受けとめる、反映させていく、特に補正予算に反映をさせていくという声明があつたところでございます。

この提言がどう実行されていくか、これは特に財務大臣にかかっていると思います。補正予算、税制に関してどのようにこれを受けとめ、実行されようとしておられるか、お伺いしたいと思います。

○野田国務大臣 小里委員におかれましては、阪神・淡路大震災のときに、お父様と組んで大変御活躍をされたと承知しています。そうした御経験を踏まえての御提言と受けとめさせていただきたいと思います。されども、防災対策全般については、司令塔を中心に取り組んでいます。原発の問題については、これは経産大臣を中心に取り組んでいます。全体的な総合調整は官房長官が行つています。お金回りについては私が担当するという形で、司令塔という言葉がございましたけれども、最終的には総理を中心いて、それそれが役割分担をしながら、しっかりと対応をしていきたいと思います。

そこで、気をつけなければいけないのは、この政治主導、どうしても、積み上げ型のもので特例的な判断をしなければいけないときには、これは守備範囲を超えて、いろいろと政治家同士もやはり意思疎通しながら決断しなければいけないと私は思っています。ほんのヒットを起こさないように、細心の注意を払つていただきたいと思います。

○小里委員 阪神・淡路の例を今出されたところでありますけれども、例えば税制は、まだ第二弾もありますけれども、第二次以降複数回にわざります。補正予算も、第二次以降複数回にわざります。

たろうと思いますので、そういう中で議論を進めたいかといいうふうに考えております。

○小里委員 今までのところ、政府の対応におかれましては、各省庁がばらばらに動いているなどいう感を非常に強くするところでございます。

官僚の皆さんはそれなりに対応はされつつあると思います。しかしながら、やはり官僚の範囲にあつては、従来ののりを越える、制度を超えるところの対応はできないところであります。やはりそこは果敢に政治決断でやつていかないとけない。震災の場合には日々特例措置の連続でありますから、そこをしっかりと政治決断でやつしていく司令塔が必要であろうと思います。しかし、残念ながら、今その司令塔の顔が見えてこないなというのが正直な国民の感想であろうと思います。

大臣、いかがでありますよ。

○野田国務大臣 小里委員におかれましては、阪神・淡路大震災のときに、お父様と組んで大変御活躍をされたと承知しています。そうした御経験を踏まえての御提言と受けとめさせていただきたいと思います。されども、防災対策全般については、司令塔を中心に取り組んでいます。原発の問題については、これは経産大臣を中心に取り組んでいます。全体的な総合調整は官房長官が行つています。お金回りについては私が担当するという形で、司令塔という言葉がございましたけれども、最終的には総理を中心いて、それそれが役割分担をしながら、しっかりと対応をしていきたいと思います。

そこで、気をつけなければいけないのは、この政治主導、どうしても、積み上げ型のもので特例的な判断をしなければいけないときには、これは守備範囲を超えて、いろいろと政治家同士もやはり意思疎通しながら決断しなければいけないと私は思っています。ほんのヒットを起こさないように、細心の注意を払つていただきたいと思います。

どんどん出てくるんですね。それをどう受けとめるかでありますて、やはり基本は二十四時間以内に答えを出すということになります。

阪神・淡路のときは、折から通常国会のさなかでありました。毎日毎日、予算委員会あるいは災害対策特別委員会が開催をされておりました。昼は、総理も担当大臣もその国会会期に追われます。

す。しかし、その国会対応の中で、いろいろな被災地からの意見が出てくる。さながら震災国会でありますから。そういうた批判も含めてしつかりと受けとめて、それを糧に進めていくことが大事であつたと思います。今回、今次国会では、ほとんどその光景が見られないのが大変残念に思つてところでございます。

そして、阪神ハイウェイを組んで担当大臣を中心にして、その日の二、三を酌み取つて、それぞれの課題に對して担当大臣が方針を示す。そして、翌日のまた対策會議で、各省府からその具体的な案が出てくるんです。それを大臣が裁可をして進めていく。すなはち、原則として二十四時間以内にそれぞれのニーズにこたえていったのが阪神・淡路の例であります。今回でいえば、自民党から

提言をいたしました、その第一次緊急提言の分
ぐらいはとつにやり終えていないといけない、
とつに現地に届けていないといけない、私はそ
ういう思いが強くするところであります。
そういうことをなすための司令塔が不在であ
りますから、各省庁がばらばらに動いている。結
局、やはり財務省に負うところが大きいんだろう
と思います。財務省にお伺いを立てる。したがつ
て、今回の対策が実行されていくかどうかは、一
に財務大臣の査定にかかると申し上げても
過言ではないんじやなかろうかと思います。今は
それで仕方ないんでしよう。しっかりと、財務大
臣におかれで、それぞれのニーズを酌み上げて、
積極的に対応を図つていただきたいと思うところ
でございます。

そこで、今回、被害が非常に広範囲に及んでおります。また、甚大に及んでおります。塩害とか

原発等もありまして、被害の質もまた深刻であります。被災地の財政状況等も考え合わせますと、ここは従来の灾害を超えた段階の財政特例措置というものが求められるんだろうなと思います。そういう観点から、財務大臣の今回の財政特例措置に臨む考え方というのをお示いただきたまうと思います。

○野田国務大臣 小里委員御指摘のとおり、今般の東日本大震災の特徴は、被害が広範にわたる、大規模であるということ、そして、当該地域の自治体が壊滅的な打撃を受けてしまっているということだというふうに思います。

地の実態を踏まえたきめ細やかな手厚い財政支援をしてきる方に朝日新聞が月をつけておられたと申すところです。そこで、この問題は、二日目に、対応するということを決めておきました。

大きな市町村に高率の補助率を適用するとともに、そして、地方負担分については、地方債の元利償還金の一〇〇%交付税措置をとるなど、こういうようくに国庫補助とそのほかの政策手段を組み合わせながら、被災地域における負担を極小化するというような取り組みをさせていただいております。

また、被災者等に対する特別の助成措置として、被災された方々や事業主に対する社会保険料を減免するほか、農林漁業者、中小企業者に対する金融支援なども講じるなどをさせていただいております。

これからも引き続き細やかな対応をしたいと思いますが、現場の声を踏まえた御党からの提言も、これからもさらにお聞かせをいただきたい

○小里委員 激甚災のお話もありました。阪神・

淡路のときも初めて推定値を導入いたしましたが、一週間足らずのうちにその指定を行つた。今回もそれ以上にこれをやつていただきたい、そこは評価をしたいと思います。

ただ、今回、阪神・淡路と比べて被害が広範囲だ、原発等もある、したがつて対応がおくれていいという雰囲気が存在するところに、私は非常

に大きな危険を感じるわけであります。阪神・淡路のときは、まさにすべてが初めてであります。教科書もない、ノウハウもない、そういうふたつで、一から対策をつくり上げていったんだであります。今回は、曲がりなりにも阪神・淡路という二つの下敷きがあるんですね。大体、特に基本動作においては、七割方は共通するものであろうと田

その基本動作においてすら今回おくれにおくれで
ている、その対応をなさんがための組織体制その
ものがまだ構築されていない、要らぬ会議ばかりで
がたくさん出てきてる、そつちが目立つて、
しっかりと肝心の組織体制が構築をされていなか
いというところを、あえて指摘を申し上げておき
たいと思います。

特に財政特例措置、いろいろな話を今お触れいただきました。例えば、公立学校に対し私立学校をどうするのか、あるいは公立の病院に対して私立病院をどうするのか、あるいはまた我々が求めている、日々のいろいろなニーズにこたえきずな基金の対応等々、まだまだ政府から答えるべきではない財政措置も多い。そういうふたところです。

しっかりとられて、互いにまだ議論をしながら、
しょうか、しっかりと取り組んでいただきたいと田
います。

そして生活支援、再生支援に供していくために、さまざまな角度からの税制上の特例措置が求められています。

我が党からの緊急提言におきましては、国税、地方税合わせて四十八項目の提言を行つたところ

でござります。大臣がおっしゃいますように、このほとんどが今回の閣法に盛り込まれているようあります。また、今後、第二弾の措置に向けて取り込んでいただけるんだろうなと思うところですが、念のために、まだ盛り込まれていない項目について確認をしてまいりたいと思います。

まず、所得税、法人税に関連をいたしまして、被災者向けに優良賃貸住宅を建築した場合、その所有者に割り増し償却の措置を図るということを求めているところでございます。被災者の住宅策として有益であり、不可欠な措置であろうと田中大臣が、どんな方針でございましょうか。

○野田国務大臣　まず、冒頭、直接の御質問に

持つて対応しろというお話については、それはよくそのとおりだと思いますので、阪神・淡路大震災のときに、最初の第一次補正というのを約四十日後提出をされまして、成立しました。その後まで、大規模で広範であるけれども目標ながら、そういうことで、四月の末までに第一次補正予算案提出ということでございます。

税制上の問題で、ほとんど、すぐできるものについては御党の御提案も今回取り入れてありますけれども、今具体的に御提起のあつた被災者向け賃貸住宅の割り増し償却これはまだ、今回置はされていません。

御指摘のこういううまだすぐ措置されていないものの含めまして、今後、復興に係る全体の枠組み

の 中で、 ちよつといろいろ 関係省庁もかかわる のですから、 しつかりと検討させていただきたい というふうに思ひます。

は、被災した農地を譲渡ないし取得した場合、譲渡所得に対する特別控除の引き上げと一〇〇%の圧縮記帳による課税繰り延べ措置というものを実施する。

めております。

ように、圧縮記帳については盛り込んであります。ところが、特別控除の引き上げについては盛り込まれおりません。見解をお伺いします。

○野田国務大臣 ただいま御指摘の被災農地を譲渡した場合の特別控除の引き上げも、先ほどの被災者向け優良賃貸住宅の割り増し償却と同様に、いたいた御提起の中でもまだ生かしていい部分でございますけれども、引き続き、これも第二弾の中に入れるか入れないかも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○小里委員 御案内のとおり、農地というものは、失うのは簡単であろう、語弊があるかもしれません。しかしながら、取得するというのは非常に困難をきわめるんですね。だからこそ、圧縮記帳だけじゃなくて、譲渡益に対するところをしっかりとやついただきたいと思うわけであります。ぜひここはお忘れのないように、今後の対応をお願いしたいと思います。

なおまた、津波被害を受けた農地につきまして、かつての開墾地免税制度というものがありますが、被害農地で生じた農業所得に対して、これまで、五年程度非課税にするという措置を、自民党から緊急提言で求めております。この扱いはどうなるのでありますか。

○野田国務大臣 同じ答弁になってしまいます。が、今すぐ取り入れられるものは、今回的第一弾の税制措置で取り入れました。引き続き、今の御指摘のことも含めまして、検討をさせていただければというふうに思つております。

○小里委員 農業全般にわたりまして、どういったグランドデザインを描いて、全体をしっかりと調整を図りながら、効率的にその再生を図つていく、大変な作業であります。だから、こっちが決まらないとこっちも決まらないというところもあるんだろうと思います。しかし、この部分は非常に大事な部分であります。

津波による塩害等を受けた農地は、これから生に向かまして、大胆な塩害対策、土壤改良が必要になります。そして、農地の復元後に

おきましたが、減収や品質の劣化が生ずることがあります。これからまさに大変な苦難が待つております。これからまさしく農家に対しても、特段の措置を図つていただきたい、要望したいと思います。

農家に対しても、特段の措置を図つていただきたい、要望したいと思います。特に、この際と申しますが、使う農地、使えない農地を区分けして、また、意欲のある農家、あるいはここでリタイアされる農家も残念ながらいらっしゃるかもしれません。そこらをしっかりと書きわめを図りながら、胆な展開が必要であろうと思います。特に除塩事業、塩を除く事業の創設、あるいは区画整理事業の導入を始めとした、従来の発想を超えた大胆な展開が必要であるとおもいます。特に除塩事業、塩を除く事業の創設、あるいは区画整理事業の国庫負担のかさ上げといった措置を中心とした大胆な展開が必要であるとおもいます。特に除塩事業、塩を除く事業の創設、あるいは区画整理事業の国庫負担のかさ上げといつた措置を中心とした大胆な展開が必要であるとおもいます。

○野田国務大臣 今般の津波による冠水した農地が、約二・四方ヘクタールというところでござりますので、津波による被害を受けた農地を復旧するに当たっては、御指摘の除塩事業を行う必要があるというふうに認識をしています。このため、農水省において、当該事業を創設し、今般の補正予算において必要な額を計上する予定でございます。

また、農地の復旧に当たっては、単なる原形復旧にとどまらず、必要な区画整理事業を行う必要があると思います。このため、当該事業においても、激甚災害法並みの高い国庫負担率で実施できるよう措置をする予定でございます。

○小里委員 最終的に自治体の負担になりません

ように、特に生産者に間違つても負担がいくことのないよう、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、これは要望でございますが、先ほどか

ら申し上げましたように、かなり従来の発想を超えた農地への対応というものが必要になってくるんだろうと思います。特に、この際と申しますが、使う農地、使えない農地を区分けして、また、意欲のある農家、あるいはここでリタイアされる農家も残念ながらいらっしゃるかもしれません。そこらをしっかりと書きわめを図りながら、日本の農業を新たな日本の農業の姿においてそのモデルとしてとらえて、大胆にやっていく必要があろうと思うんです。

例えば、これは仙台の市長さんからの要請で、あつたと思いますが、もう思い切って、使える農地であつてもこれを国が買い上げて、そこに大胆に土壤改良等の土地改良を施して、これを意欲のある農家にリースをしていく、こういった対策も必要なんじゃないかという要請がありました。かなり従来の発想にない考え方でありますけれども、そういう方策も排除しないで、しっかりと選択肢にとらえて取り組んでいただきたいと思います。今は、その件は答弁は求めません。

継続まして、中小企業における事業承継に係る相続税、贈与税の猶予制度についての扱いがあります。これに関連しまして、非上場株式等の納稅猶予制度の適用要件を緩和することを我々は提言しております。これはどんな方向性でございましょうか。

〔大串委員長代理退席、委員長着席〕
○野田国務大臣 非上場株式等に係る相続税等の納稅猶予制度では、申告期限後五年間、事業継続要件、雇用の八割維持等を満たすこと等が必要とされております。これらの要件を満たさなくなつた場合には納稅猶予が取り消され、猶予税額の納付が必要となります。

今般の東日本大震災においては、認定会社の事業所等が被災して、事業の継続が困難となる事例や雇用の八割維持が困難となる事例も想定をされ

るところでございますので、事業継続要件の緩和等について検討する必要があると考えております。今後、認定会社等の被害の実態をきめ細かく把握した上で、事業承継税制の制度趣旨等を踏まえつつ、検討してまいりたいというふうに思います。

○小里委員 被災で担保が傷んでおる場合もあります。したがって、担保提供についての要件を緩和する必要があるうと思います。その中に株主総会を開けないケースもあります。あるいは、認定のための申請期限の延長措置などというものも必要であろうと思います。その他、大臣がおつしやったように、各般にわたりまして、専門の措置を図つていただきたいと思います。

○小里委員 同じく、相続税、贈与税の納稅猶予を受けている農地につきましては、本来、農業の運用に供されていなくてはなりません。

○野田国務大臣 運用で対応しようと考えております。これはなぜか、運営が困難になつたところが多い。したがって、経営廃止や耕作放棄とみなさない措置が必要になりますが、これも運用によるという考え方であります。しかししながら、今回、大震災によりまして再開が困難になつたところが多い。したがって、経営廃止や耕作放棄とみなさない措置が必要になりますが、これも運用によるという考え方であります。これらの方針を満たさなくなつた場合には納稅猶予が取り消され、猶予税額の納付が必要となります。

○小里委員 ぜひよろしくお願いします。
私どもは、災害発生直後、第一次の緊急提言におきましたが、思いやり基金というものを希望してまいりました。やはり、被災地におきましては、いろいろなケースに対応していかないといけませ

んが、制度のすき間というのがあるんですね。なかなか思うように制度上対応できないところがある。そこを、当座自由に使えるお金が欲しいといふのは、被災自治体のたつての要望であります。

交付税措置等によりまして幾らかなさつてきたわけであります。この思いやり基金、今は、第二次緊急提言からは、きずな基金と名称を変えさせていただきました。この対応についてお伺いをいたします。

○野田国務大臣 民主党から、きずな基金という形の御提起をいただいているということは承知しています。これは、要は自由に使えるお金をつくった方がいいというのが多分制度創設の御趣旨だと思いますけれども、これに見合った形で、かなり国庫の負担も、今回は補助もかさ上げをしていますし、加えて、地方公共団体のさまざまな財政ニーズにこたえるものとして地方交付税がござりますけれども、このうち特別交付税は、御党の御提言のような多様なニーズに対応することがであります。そういう措置だというふうに思っています。

既に、被災自治体に対して、二十二年度三月分特別交付税の交付、二十三年度四月分普通交付税の交付、二十三年度六月分普通交付税の繰り上げ交付、二十三年度特別交付税の特例交付、そして、一般提出をする予定の補正予算においても、地方交付税交付金、これは千二百億円を計上といふ声で、かなり被災団体にとっては自由に使えるお金を探しておられる方とともに、お話を伺っているところです。

○小里委員 先般、被災地に行きました。知事さんや自治体の皆さんから声を求めていました。やはり、自由に使えるお金が少ない、もつともつといふ声で、かなり被災団体にとっては自由に使えるお金を探しておられる方とともに、お話を伺っているところです。

○野田国務大臣 きずな基金で示されている具体的な使途の一例、これは二十項目ぐらい出ますけれども、これを参考にさせていただきたいふうに思います。また、復興基金の話ですが、阪神・淡路大震災のときは復興基金をつくったというふうに思っています。そういう過去の事例なども踏まえながら、改正在含まれていて、そこをどうするかという問

てんできない事業への支援、あるいは、復旧ボランティア活動への支援、在宅避難者への支援、国際組織から外れる人を対象にする被災者雇用奨励金の支援等々、多項目にわたる要望が寄せられております。なかなか、今の政府の対応では現地に届いていないなという感が強いところであります。

ただ、大分、このきずな基金の対応する時期も逸しつあるのかなと思うんです。このきずな基金というのは、やはり緊急対応の中で求めたものでありまして、復興基金とは別に位置づけをしてまいりました。このままで、もう復興基金へスライドせざるを得ないのかなというところもございます。

○野田国務大臣 きずな基金となりますが、先ほど申し上げましたように、公立に比べて行き届かない私立学校の支援のために復興基金から手当てをするとか、あるいは私立病院等々においてもそういった措置が考えられるかもしれません。あるいは、各般にわたる融資の利子補給、そこに基金から充当していくことも出てこようかと思います。

○野田国務大臣 復興基金に向かまして、かなり大胆な、大規模な対応が必要になってくるんだろうと思います。したがって、きずな基金の意味合いを含めながら、もし万が一きずな基金としてこれを対応する形で、もう手おくれであるという御判断であれば、復興基金を前倒しして、ぜひその中に含めながら、しっかりと広範囲に現地に届く基金となります。すように措置を図つていただきたいと思います。

○小里委員 最後に、大臣の見解をお伺いします。

○野田国務大臣 きずな基金で示されている具体的な使途の一例、これは二十項目ぐらい出ますけれども、これを参考にさせていただきたいふうに思います。また、復興基金の話ですが、阪神・淡路大震災のときは復興基金をつくったというふうに思っています。そういう過去の事例なども踏まえながら、改正在含まれていて、そこをどうするかという問

勉強させていただきたいというふうに思います。○小里委員 どうもありがとうございました。

○石田委員長 次に、山本幸三君。

○山本幸三委員 自由民主党の山本幸三でござい

ます。

きょうは東日本大震災関連の国税の臨時特例の法案でありますけれども、中身は全く問題ありません。それだけをつけるつもりは全くありませんので、むしろ遅きに失するぐらいですから、早くどんどんやつたらよろしい。また、追加について、先ほどの小野寺議員や小里議員の提言も含め、これも早急にやってもらいたいと思いま

す。

ただ、一つだけ気に食わないものがある。一条だけ、これはちょっと許しがたいと思っているのが一つあります。これは本当はぜひ削除してもいいと思います。衆議院でめぐら参議院でやらなきやいかぬということで、私がちょっとここでしつかり詰めておきたいと思っています。

それは、附則の第十二条なんです。この附則の

第十二条というのは、今、所得税法がこの委員会にかかるて、審議中である。いろいろな議論

が

まさに行政府の立法府に対する冒瀆じゃないですか。いかがですか。

○五十嵐副大臣 お答えをいたします。

先生の御指摘のとおり、二本の法律案が今出されている状態である。政府としては、その二本の法案の間にそごがあつてはいけないということで、そして、二十三年度税制改正案についてはそのまま成立をお願いしている立場でございます。私どもは、大変よい改正を目指した法案で、ぜひ早期に成立をさせていただきたいとお願いをいたします。

○小里委員 この二本の法案の間にそごがあつてはいけないということで、逆にお考えをいただきたいんですが、この法案の中ではそれとは違なうことが起きています。つまりこの前削除して、ほかの委員会で成立しなつてくるわけですから、これはそごは来さなければ、これはおかしいじやないかという話に当然なつてくるわけですから、これはそごは来さないよう調整しなければいけないということで、今御指摘のとおり、もし現在御審議中のこの震災税特法案が成立をした場合に、その条項、それにつ

いては、本法の方、本法というか二十三年度税制改正案が通つてからそれが発効するという規定になつてゐるわけです。いわば条件つきの規定になつておりますから、それでそこを來さないということ。逆に、仮に二十三年度税制改正案が修正されるということであれば、この附則第十二条の規定も、それに合わせて修正をされることになるだらうと。

いすれにしても、両法案にそこを來さないようになり手続的、技術的なことでござりますけれども、配慮をさせていただいたということでございます。

○山本(幸)委員 そこを來さないようになると、かなり成立している法律と改正しようといふ法律との関係のときにやるべき話なんですよ。

まだ宙に浮いててどうなるかわからない法律、提出されたたなざらしになっている法案はたくさんありますよ。そんなのが常に成立することを前提にして、そんな修正をやるんですか。おかしいですよ。既に成立している法律と今回改正する法律の関係を調整するというのはわかりますよ。通つていい以上は、まだ法令じやないなんだから。おかしい。

では、お伺いしますが、もしこれが、この所得税法が、私が言つてゐるよう、この部分が改正できない、こういうふうにならなかつた、つまり、国税通則法のこういう名前とかいうのもだめだといふ話になつた、そこで、この部分が通らないといふことになつたら、この条文はどうなるんですか。

○五十嵐副大臣 まず最初に、このようなケースというのは、先生おつしやるとおり何回かあるんですが、常にこのような技術的な工夫がなされてゐる、私はこう思つております。

今回もそれに倣つてゐるものでございますが、確かに御指摘のとおり、二十三年度税制改正法案二条の規定もあわせて修正をされるということになります。

なると思います。

○山本(幸)委員 確認しますが、そのときは、この附則第十二条を落とすという改正案をあなた方に出すということですか。

○五十嵐副大臣 これは発効はしないわけですけれども、その修正についても御協議がなされるものと思います。

○山本(幸)委員 それなら、最初からこんなものを書く必要はないんですよ。これを書くというのは、もうあなた方が出したとおりに通るという政治判断をしているから書くんですよ。もし通らなかつたら、これを廢止する、落とす改正案を出します。

○山本(幸)委員 そういうのなら、今からこんなことをやる必要はないですよ。それは、立法府に対する冒瀆以外の何物でもありませんよ。

もしこういうことをやるなら、今回の法案はこれを除いたものを通しておいて、これは問題ないんだから、共産党さんはわからないけれども、後でお話があると思いますが、通つておいて、そして、今、宙ぶらりんの所得税法がこの後に審議されると、これを通しておいて、所得税法が審議されると、これが筋でやつてできるんだよ。大体、役人が法律をつくるときに悪巧みをやるのは、附則でやるんだ。私は前に役人をやつてからよく知つているんだけれども。

附則というのは、これは久しぶりに私は「法令作成の常識」という役人のバイブルみたいなものをきのうもう一回読み直しまして、「附則について」と附則で何を書くべきかと書いてある。施行期日、それから適用との関係、それから経過措置、関係法令の改正、廃止の措置、それから関係法令の改変に伴う経過措置、場合によつては施行地域、有効期間等の規定がある。

これのどこに当たるんですか。

○五十嵐副大臣 適用関係というところに該當

る。

○山本(幸)委員 適用関係、どういうところが

に、同時に同様の関連する法案が出来た場合に、このようにそこを生じないようにしているのがこれまでの通例でありまして、逆に、これが違つてゐる、名称から何から違つてゐるということになれば、これは立法院に対して、それは矛盾している、立法院に対する冒瀆ではないかといふ御質疑が出されるのではないかと懸念をいたしております。

○山本(幸)委員 違いますよ。そういうふうだつております。

たら、そういう中立的な条文を書けばいいんですよ。必要があつたら必要な措置を講ずるぐらい書いておけばいいんですよ。だけれども、私が最も気に入らないこの名前の法案が出てくるから許しがたいんだ。

それは、これが通るという政治判断をしていることですよ。だつて、通らなかつたら改正案を出すと言つてゐるんだから、そんなばかげたことを二重手間でやる必要はないよ。それは、あなた方は手間を省こうとして、通すという政治判断をした上でやるから、こんな条文になるんだよ。必要ありませんよ。所得税法の審議をやるときには、そこで直せばいいんですよ。

それから、こんな法律の調整のものなんて、どんなやり方でだつてできるんだよ。大体、役人が法律をつくるときに悪巧みをやるのは、附則でやるんだ。私は前に役人をやつてからよく知つているんだけれども。

○五十嵐副大臣 それは、廃案になることも、否決されることもござります。だけれども、出す側の立場としては、二つの関連法案が出たら、それは二つの間でそこがないように、そしてそれは二本とも成立をすることを前提としてお出しするところはありますよ。

○山本(幸)委員 だから、今、先に審議して先に通るこの法律じやなくて、所得税法の方でやりなさいと言うんですよ。そつちでやればいいじやないですか。

○五十嵐副大臣 この委員会で、二十三年度法案で、よく丁寧に、先生の御主張も含めて御審議をいただきたいと思います。

○山本(幸)委員 答弁になつていい。そつちでやればいいじやないですか。ここでやる必要はありませんよ。どうですか。

○五十嵐副大臣 これはやはり名称を挙げるという具体的な適用関係とかいうときに適用関係といふことです。

○五十嵐副大臣 要するに、適用法律名を明らかにするということをございます。これはやはり矛

盾してはならないということだと思います。

○山本(幸)委員 適用法律名を明らかにする。何のですか。まだ宙ぶらりんで成立をしていない法律なんか関係ないじやない、そんなの。

○五十嵐副大臣 成立を前提としない法律は出されにまいませんので、これは、法律はいつわけにまいません。それは、法律はいつ連法案は出せないということになります。

○山本(幸)委員 それは立法院に対する冒瀆であるとは、何ですか、その発言は。法律は出したら全部成立するというふうに言うんですか。それなら立法院なんか要らないじやないか。どうするんですか。

○五十嵐副大臣 それは、立法院なんかないじやないか。どうするんですか。

九

じやなきやこんな条文は書けませんよ。今問題になつてているんだよ。だつて、通らなかつたら、これをやめる改正案をあなた方は出さなきやいけなくなる。そんなばかな規定は、問題のあるよう規定はやめて、重要なことだけどんやつておいて、そして、所得税法のところで議論がある程度煮詰まつてきて、そこでこれに関連する条文を出せばいいぢやないですか。先にこの法律が通つちやうんだから。

そうしたら、後から調整するというのが普通でしょう。それが筋ですよ。

○五十嵐副大臣 これは一種の特殊ケースだと思います。先に提出された法案があつて、それを追抜いて、今度、緊急の措置を震災に対しやって法案を出した。この二つの法案は関連がある。先に出していた法案の方で後から来る調整規定を想像して書くことはできませんから、先に出していた法案の後、出てきた今回の法案において調整規定を設ける。そして、それがたまたま御審議の都合でそうなつたということでありまして、後の法案が成立をした場合、その規定は、前の法案、本法案の二十三年度改正案が成立した後に発効する。

この部分についてはそなつてゐるということです。○山本(幸)委員 許せない。だつて、先に出そが出しますが、国会の審議の順序を決めるのは、立法府が決めることですよ、この委員会が決めることですよ。そんなことはあなた方に決められる筋合いぢやないよ。

そして、そういうことになつて議論が始まつて、ここは通しましようという合意がある程度できた。それは通るでしよう、先に。それがもうわかつてゐるわけだ。そうであれば、これは問題ない条文にして通し

ております、そして、その所得税法の、たとえ先に出したものだらうと先には成立はしないんだから、そつちの方で、これがどうなるか議論の推移を見た上で、通りそつたらそこで修正すればいいぢやないです。そこで附則で書けばいいんじゃないですか。そうでしょう。これが筋です。中身は問題ないんだから通してやりたいと思う

んだけれども、気に食わない言葉で、こういう、しかもこれは明らかに立法府に対する冒瀆です。

○野田国務大臣 いわゆる財政再建の観点で対応していく、財政の運営をしていくということだと思います。

○山本(幸)委員 財政再建の観点でいうところをもうちよつと議論したいんです。

財政規律というのは、要するに財政が、赤字が発散しない、つまり、政府累積債務がGDP比で拡散していかないような状況にしていくことが、財政の持続性を保つことになるし、財政規律を確保することになる私は財政規律というものは、そういうものだといふに定義しているんです

が、大臣はいかがですか。

○野田国務大臣 御指摘のように、発散することのないよう運営をしていく、そのときの一つのルールというのはやはり財政法だと思います。そういうことを重んじながら、加えて、マーケットの信認を得るように努力をしていくことが財政規律を守ることだと思います。

○山本(幸)委員 そこで、累積政府債務残高がGDP比より拡散しないようにする、そのためには二つの方法があるんですね。一つは、基礎的財政収支を黒字にするというやり方。もう一つは、名目成長率が名目金利より大きいような状況に持っていくというやり方。この二つがあると思いますけれども、その点について、大臣、いかがですか。

○野田国務大臣 基本的に委員の御指摘のとおりだと思います。

フレが続いていまして、名目成長率がマイナスだ。過去十二年間、平均マイナス〇・六ぐらい。ゆる過剰な出動にならないよう気をつけながら対応していく、そういう基本的な姿勢だというふうに思います。

○山本(幸)委員 そのルールにのつとつてとるのは、どういうルールですか。

○野田国務大臣 いわゆる財政再建の観点で対応していく、とてもこれはできていない。

世界各国では、インフレ目標政策をやつている国は、ほとんどがこのドーマーの条件を達成しているわけですね。それで財政の持続可能性を確保している。

唯一の例外はドイツでありまして、ドイツは、ドーマーの条件を達成していないんだけれども、基礎的財政収支というものが毎年プラスになるようになります。今、発言を見ても、もう出せば通るのが非常に問題ですよ。

これだけ言っておいて、後で参議院でやりたいとも思いますから、ちょっとここまでにしておきます。

もう一つ、一回ちよつと、いざれまたゆつくり議論しなきやいけないと思つてますが、今回の復興財源の話についていろいろ話が出ていて、私は、日銀引き受けでやればすぐできるからやればいいぢやないかと。弊害は全くない。ほかの増税や国債の市中発行は弊害ばかりだ。景気はこれからどんどん悪くなりますよ。これから悪い指標しか出てこない。そう簡単に回復するような話ぢやないと私は思う。

そういう中で、ちょっとだけ大臣の見解を聞いておきたいんです。

日銀引き受けについての批判というのは基本的には二つぐらいあつて、一つは、インフレになるかもしれないから問題ですと。こんなものは、インフレ目標政策を入れちゃえば自動的に終わりだ。

それから、あと、財政規律についての疑惑を生じるようになるという話がよく出てくる。ところが、みんな、財政規律は何かということを詰めて考へていないので、ただ言葉だけ使つてゐるんだね。

○山本(幸)委員 私はこれしかないと思うんですね。

そこで、名目成長率が名目金利より大きい状況を早くくることが大事。これはドーマーの条件というんだけれども、ところが、ずっと日本はデ

今、増税をやれば、消費は減つて、投資は減つて、名目成長率は下がつて、むしろ税収は上がりませんよ。今、国債発行すれば、金利は上がり、円高になつて、そして名目成長率は落ちて、税収も上がらない。それに比べると、そういうことを起こさない日銀国債引き受けでやつて、デフレをなくして、インフレが心配だつたらインフレ目標で上限を決めておいて、そこに持つていくようにして、名目成長率を確実にしてやつた方が、長期的には財政規律に寄与するんじやないかというのが私の理屈なんですね。

大臣、どう思いますか。

○野田国務大臣 基礎的財政収支という観点も大事であると同時に、名目成長率という観点も大事であるということ、これは委員の御指摘のとおりでありまして、したがつて、昨年の六月に、同時に財政運営戦略と新成長戦略を閣議決定いたしました。そして新成長戦略は、名目成長率が、この向こう十年間、3%、実現できるように、こういう目標を掲げた新成長戦略であり、財政運営戦略も、基礎的財政収支の赤字が対GDP、二〇一五年までに半減、二〇二〇年から黒字化。この両方をバランスをとつて実現していくというのが今の政府の方針でございます。

したがつて、委員の御指摘とそこは基本的には

ないと思うんです。

加えて、ただ、日銀引き受け論については、これは私、やはり、従来から申し上げているところ、慎重な検討をすべきだというふうに考えておりまして、現実に、日銀引き受けを政府内で検討しているという、ある新聞の夕刊記事が出たときには、その電子版が出た瞬間の午後二時の段階で金利が上がりましした。これはやはり神経質にならざるを得ないというふうに私は思っています。

○山本(幸)委員 金利が上がつたんだ、それは一瞬、市場は動搖しますよ。だけれども、よく考え

てみれば、私が言つたようなことだ、順々に考え

てみれば落ちついてくるんだ。

大臣は名目成長率が大事だということを言われ

ましたので、これはインフレ目標政策を認めるよ

うな話なんで、大変勇気づけられましたので、

きょうは時間がありませんからこれだけで終わります。

○佐々木(憲)委員 次に、佐々木憲昭君。

ざいます。多くの被災した中小業者のお話を聞きますと、せめてゼロからのスタートが切れるようにしてほ

しいというのが切実な声でござります。過去の災害で負債を負っている方もいらっしゃる。話を聞きますと、裸一貫からのやり直しというならまだ

救われるけれども、二重三重のローンを抱えてい

るあるいはリース代、支払いを抱えている、そ

ういう方がマイナスから再出発するというのは不

可能に近い、こういう声があります。

○野田国務大臣 こういう切実な声にやはり政府、我々もこたえていかなければならぬと思いますが、財務大臣の決意をまずお聞きしたいと思います。

○野田国務大臣 今回の震災によつて甚大な被害を受けた中小企業の事業の再開に向けた対策を講じることは、大変重要な課題であるというふうに認識をしています。

このため、今回の補正予算において、災害関係保証やセーフティーネット保証といった100%

保証の充実、日本政策金融公庫等による無利子化

も含めた低利融資の充実を実施する、被災中小企

業等に対する資金繰り支援を行うということをさ

せていただきます。

被災地の中、中小企業等が一体となつて進める再建

計画に不可欠な施設の復旧整備に対して、中小企

業組合等共同施設等災害復旧事業、中小企業の経

営相談への対応を図る中小企業支援ネットワーク

強化事業、これら措置を講ずることも予定をさ

せていただいております。

また、民間金融機関が、経営判断として資本増強を行い、被災地を含む地域の中小企業等に対す

る金融仲介機能を積極的に發揮していく上で有効

な政策手段として金融機能強化法があり、金融厅において、その活用の検討を行つていただけるものと承知をしています。

いずれにせよ、被災した中小企業をしっかりと支えるため、関係省庁と連携をして、万全を期していきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 財産をすべて失うということは大変な事態でありまして、先ほど小野寺議員の質問もありましたが、より具体的に事例を挙げさせていただきますが、お配りした資料を見ていただきたいんです。

例えば、石巻で船舶修理事業を行つている中小企業、これは工場全壊、鉄骨のみ残る、そういう被害であります。再建のために必要な設備は、そ

こに具体的に書いてありますけれども、工場、プレハブ倉庫、旋盤、洗浄機等々、全部合わせまし

て八千百万円が必要であると、既往債務、既に過

去の債務が二千六百万円。こういう方は、立ち直

ろうとしても、過去の債務が非常に重くのしか

かつてゐるわけであります。

それから下の方を見ますと、水産加工業者、年商八億円の方ですけれども、この方も三億三千万円の資金が必要と訴えておりますが、過去の借金が二億五千万円あります。次のページで、土木工事業を営んでおられる方は、二千万円、どうしても必要だと。同時に、過去の債務が千六百七十万円。下に塩竈の例もございます。全部は紹介しませんが、見ていただきたいんですけども、こういうのが実態であります。

そうしますと、これはやはり、すべての財産を失つてしまつておられる方は、二千万円、どうしても必要だと。同時に、過去の債務が千六百七十万円。下に塩竈の例もございます。全部は紹介しませんが、見ていただきたいんですけども、こういうのが実態であります。

それでもう一つは、政府系金融機関の役割でございます。

○佐々木(憲)委員 実情に応じてというのは当然だと思うんですが、私が言つているのは、すべて

財産を失つても、もう工場も何もすべてゼロという状況で債務だけ残る、これはちょっと、出発としては、何とかこれを手助けしなければならないと

いうふうに思うわけです。ですから、実情に応じて当然そういうこともやつていただくというの

必要だと私は思つておりますので、ぜひそういう

ことでやつていただきたいと思います。

それからもう一つは、政府系金融機関の役割で

ございます。

政策金融公庫などの役割は非常に大きいと思うんですね。債権放棄の対象を高度化資金といふ

ことでやつておられると思いますが、さらに広げま

して、被災者の過去の借金、債務を免除すると

か、あるいは生活再建、営業再建の意欲をそ

う形で後押ししていく、こういうことが重要だと

思つうんです。

○和田大臣政務官 何度もお聞きいたしております。されど、民間金融機関の方に各種の要請を出しながら、今おつしやつたような中では、既に債務の貸し付け条件の変更、返済猶予、こういったものに対してはぜひ前向きに取り組んでもいいというふうに何度も要請いたしており、金融機関の方からもしつかりと対応していただくようになつてゐるかと思います。

一つだけ、問題意識は共有するものの、なかなか解が導き出せないのは、債務免除ということをよくおっしゃられますけれども、この債務免除につきましては、やはりそれぞれ貸付先企業の実情というのは千差万別でございますし、もともと貸付原資は民間金融機関、預金者からいただいたお金でございます。そうした意味におきまして、本当にいろいろ条件変更等をやつてみて、返済猶予もやってみて、いっぱい努力してみて、どうぞ借りぎりのところで判断せざるを得ないという実情がございまして、一律の債務免除は難しいかと

いうふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 実情に応じてというの

は、何とかこれを手助けしなければならないと

いうふうに思うわけです。ですから、実情に応じて当然そういうこともやつていただくというの

必要だと私は思つておりますので、ぜひそういう

ことでやつていただきたいと思います。

それからもう一つは、政府系金融機関の役割で

ございます。

政策金融公庫などの役割は非常に大きいと思う

んですね。債権放棄の対象を高度化資金といふ

ことでやつておられると思いますが、さらに広げま

して、被災者の過去の借金、債務を免除すると

か、あるいは生活再建、営業再建の意欲をそ

う形で後押ししていく、こういうことが重要だと

思つうんです。

させていただいておりまして、問題意識は本当に共存させていただいております。

金融厅として、民間金融機関の方に各種の要請

を出しながら、既にやつしたような中では、既に債務の貸し付け条件の変更、返済猶予、こう

いったものに対してはぜひ前向きに取り組んでもいいというふうに何度も要請いたしており、金融機関の方からもしつかりと対応していただくようになつてゐるかと思います。

一つだけ、問題意識は共有するものの、なかなか解が導き出せないのは、債務免除ということをよくおっしゃられますけれども、この債務免除につきましては、やはりそれぞれ貸付先企業の実情

というのは千差万別でございますし、もともと貸付原資は民間金融機関、預金者からいただいたお金でございます。そうした意味におきまして、本當にいろいろ条件変更等をやつてみて、返済猶予もやってみて、いっぱい努力してみて、どうぞ借りぎりのところで判断せざるを得ないという実情がございまして、一律の債務免除は難しいかと

いうふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 実情に応じてというの

は、何とかこれを手助けしなければならないと

いうふうに思うわけです。ですから、実情に応じて当然そういうこともやつていただくというの

必要だと私は思つておりますので、ぜひそういう

ことでやつていただきたいと思います。

それからもう一つは、政府系金融機関の役割で

ございます。

政策金融公庫などの役割は非常に大きいと思う

んですね。債権放棄の対象を高度化資金といふ

ことでやつておられると思いますが、さらに広げま

して、被災者の過去の借金、債務を免除すると

か、あるいは生活再建、営業再建の意欲をそ

う形で後押ししていく、こういうことが重要だと

思つうんです。

設備、運転資金など事業再生資金を無利子、無担保、長期で貸し出す、こういうことが大変重要なことを思いますが、先ほど財務大臣が一部おっしゃいました。ゼロからの出発をするというのは、これは政府系金融機関の役割として、そのことが可能になるよう支援をするというのが必要だと思いますが、きょうは経産省から来ていただいておりますが、お答えいただきたいと思います。

○豊永政府参考人 お答えをさせていただきます。

まず、債務の返済の猶予でございますけれども、中小企業庁におきましても、政府系金融機関や信用保証協会に対しまして、既往債務の返済猶予などに柔軟に対応するように指導しております。また、返済期日を経過した場合におきましても、期日をさかのぼって柔軟に対応するよう、既に指示したところでございます。

野田大臣のお話がございました。

けれども、地震や津波で直接被害を受けた方々や取引の関係にあられた方々に対しまして、公庫や商工中金によりまして低利や長期の災害復旧貸付けなどを実施してございますし、また、直接の取引はなくとも風評被害などの間接被害に遭われた方々に対しましても、業況の悪化等に直面されてしまうれば、サーフティーネット貸し付けなどを実施しております。

担保のお話がございました。

かねてから、担保によらない融資をということで、政府系関係機関については指導してきているところでござりますけれども、今回のような深刻な影響を受けられた中小企業の方々にとられては、いよいよ深刻な問題だと思つてございます。三月の十一日でございますけれども、被災中小企業に対しましては、個別企業の実情に応じて無担保での資金供給に努めるよう、指示をしたところです。

今後のこととござりますけれども、中小企業庁

といたしましては、被災中小企業の資金繰りが最も大事だ、課題だと考えておりますのですから、その制度の充実を図るべく、今回の補正予算におきましても、公庫や商工中金における貸し付けておきまして、大幅な金利引き下げなどを行つてございます。よろしくお願いします。

○佐々木(憲)委員 過去の債務の免除のことにもしつかりやつていただきたいというふうに思つております。

次は、法案にかかわってですけれども、ガソリン税等のトリガー条項の廃止の問題です。

これは、我々は、税制による被災者支援とはちょっと性格が違うものが入っているというふうに思つております。本格的な復興のための補正予算、第二次補正予算もこれから議論になると思ってますけれども、これはそういう財源論の中で議論すべき性格のものだというふうに思つてます。そもそもその仕組みについてまず確認しますけれども、トリガーラインが発動された場合、財源は幾らというふうに見込んでいるんでしょうか。

○五十嵐副大臣 一たん発動されますと、三ヶ月

は最低で続くということになります。国と地方分と両方あるわけですが、国分で約三千四百億円、地方分で約千二百億円、合計約四千六百億円ですね、三ヵ月で。一年に引き直しますと、国分が一兆三千五百億円、地方分が約四千五百億円で、一年間通じてこれが継続すると、約一兆八千億円の減収となります。

○佐々木(憲)委員 本予算の中では、この条項に伴う財源措置というのにななされているんでしょうか。

○五十嵐副大臣 本予算では、この減収は織り込

めます。

○佐々木(憲)委員 さて次に、震災後の滞納整理の問題について国

税庁にお聞きをします。

被災者の納税者に対して納税の緩和というの大変大事だと思うんです。三月十一日の震災後、

参議院の我が党の大門実紀史議員が、大胆な納税

緩和政策をやるべきだ、こういう提案をしておりま

す。

○田中政府参考人 ことしの四月五日に通達が出されておりま

す、「東日本大震災により被害を受けた滞納者に

対する滞納整理について」という通達ですが、こ

の趣旨を説明していただきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 ことしの四月五日に通達が出されておりま

す、「東日本大震災により被害を受けられた滞納者に

対する滞納整理について」という通達ですが、こ

の趣旨を説明していただきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 これを見ますと、「被害を受

けた滞納者に対する滞納整理の取扱いを定め、被

災滞納者に対する適切な対応に資することを目的

とする」と。私たちがいろいろ要望してまいりましたことも一定程度含まれているというふうに理

解をしております。

○佐々木(憲)委員 例えば延滞税の問題ですね。これで、一四・

六%というのには滞納者の非常に高い負担になるわ

けですけれども、今回の震災で適用される措置

で、この延滞税は免除されるということになるん

でしようか。

廢止すると、ガソリン価格が一リットル百六十円を超えた場合の税制上の措置がなくなつて、被災地の住民、中小業者にも負担が重くなるということになると思うんですが、どうしてこれが被災者支援になるんでしょうか。被災地以外でも大変なガソリン不足を起こしました。

○五十嵐副大臣 ガソリンが、全体的な需給関係は被災後も特に逼迫をしていたわけではございませんけれども、さまざまな思惑から、被災地以外でも大変なガソリン不足を起しました。

それと同様のことが、急激にガソリン価格が上

下するということがありますと、先に買い

控えておいて、安くなつてから買おう、そして安

くなつたらどんどんため込んでおこうというよう

なことが起きますと、これは逆に急激な逼迫とい

うものを起こしかねない。需給全体のバランスと

しては足りているはずが足りなくなるという状況

がまた起きる可能性がある。そうすると、逆に被

災地向けのガソリン等必要なものが被災地で足り

なくなるという状況が容易に予想されるので、あ

らかじめそのリスクを排除しておきたいという混

乱回避の考え方でございます。

○佐々木(憲)委員 混乱回避と言いますが、この

条項をなくしちゃつたら混乱回避策がなくなつ

ちゃうわけですね。つまり、急激に上がるときに

一定のクッションを置く、これは三枚目の図に示

してありますように、二十五円分がトリガーポ

ートで発動されていくわけです、それを最大幅とし

て。ですから、これをなくしてしまうということ

は、支援にならないですよ、逆に。これはマイナ

スなんですね。財源論というのはまた別な角度で財

源を議論すべきであります。私はこの部分につ

いては賛成できないんですけど、ほかは別として。

これは、何らかのガソリン価格が安定するよう

な対策はきちっと、こういうことを廃止するとい

うのなら、何を考えているのか、そこを示してい

ただきたいと思います。

○野田国務大臣 税の対応については今副大臣か

ら御説明のとおりでありますけれども、被災地の

復旧支援策の一環として、被災地における簡易型

サービスステーションの設置支援であるとか、あるいは被災地のサービスステーションへの資金繰り対策や復旧対策、油槽所の復旧などの措置を講じることを予定しています。

○佐々木(憲)委員 そういうことはちょっと別な話であつて、ガソリン価格対策ということには直接にはならない、そういうふうに思つております。

さて次に、震災後の滞納整理の問題について国

税庁にお聞きをします。

被災者の納税者に対して納税の緩和というの大変大事だと思うんです。三月十一日の震災後、

参議院の我が党の大門実紀史議員が、大胆な納税

緩和政策をやるべきだ、こういう提案をしておりま

す。

○佐々木(憲)委員 さて次に、震災後の滞納整理の問題について国

税庁にお聞きをします。

被災者の納税者に対して納税の緩和というの大変大事だと思うんです。三月十一日の震災後、

参議院の我が党の大門実紀史議員が、大胆な納税

緩和政策をやるべきだ、こういう提案をしておりま

す。

○佐々木(憲)委員 さて次に、震災後の滞納整理の問題について国

税庁にお聞きをします。

○田中政府参考人 今般の震災によりまして被害を受けられました納税者の中には、いわゆる納税の猶予あるいは換価の猶予などの納税緩和制度の適用を受けられる方も多数いらっしゃると思います。例えば財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予、あるいは納付困難な理由がある場合の換価の猶予を受けた場合、その期間中につきましては、国税通則法の規定によりまして延滞税の免除がなされるということになります。

○佐々木(憲)委員 対象の範囲でそれども、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県が指定地域とされております。しかし、別な、東京、大阪の地域でも、震災の影響によつて大変打撃を受ける、納税が困難になつてゐるという納税者もこれは対象になるのかどうか、確認をしたいと思ひます。

○田中政府参考人 今御指摘にございましたように、まず国税通則法の十一条によりまして、納期限の延長という制度がございまして、今回も一定の地域についての指定を行つた上で、納税者の方々につきまして納期限の延長を行い、それから、その指定をしなかつた地域の方々につきましても、個別の指定によりまして延長を受けることができると思われております。

この制度とは別に、先ほど御説明しましたような納税の緩和制度がございまして、この納税の緩和制度につきましては、地域指定の有無にかかわらず適用を受けることができるということになります。

○佐々木(憲)委員 通達では、今回の震災の影響で納税の滞納処分の執行停止の対象となり得るケースとして、停止見込事業というのを定めていふんですけれども、どのような事案が停止見込事業となるのか、説明をしていただきたい。

○田中政府参考人 幾つかの例を定めまして、まず、滞納処分の停止を行う可能性がある事案といふのを想定いたしまして、それをピックアップしまして、それをさらに検討するということにしております。

○佐々木(憲)委員 対象の範囲でそれども、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県が指定地とされております。しかし、別な、東京、大阪の地域でも、震災の影響によつて大変打撃を受ける、納税が困難になつてゐるという納税者もこれは対象になるのかどうか、確認をしたいと思ひます。

○田中政府参考人 今御指摘にございましたように、まず国税通則法の十一条によりまして、納期限の延長という制度がございまして、今回も一定の地域についての指定を行つた上で、納税者の方々につきまして納期限の延長を行い、それから、その指定をしなかつた地域の方々につきましても、個別の指定によりまして延長を受けることができると思われております。

○佐々木(憲)委員 対象の範囲でそれども、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県が指定地とされております。しかし、別な、東京、大阪の地域でも、震災の影響によつて大変打撃を受ける、納税が困難になつてゐるという納税者もこれは対象になるのかどうか、確認をしたいと思ひます。

○田中政府参考人 今御指摘にございましたように、まず国税通則法の十一条によりまして、納期限の延長という制度がございまして、今回も一定の地域についての指定を行つた上で、納税者の方々につきまして納期限の延長を行い、それから、その指定をしなかつた地域の方々につきましても、個別の指定によりまして延長を受けることができると思われております。

○石田委員長 次に、竹内議君。

○竹内委員 おはようございます。公明党的竹内議でございます。

先ほどまで拉致問題特別委員会で質問をやつておりましたものですから、諸先生方の質問を全部聞いておりませんので、重複する部分があろうかと思いますが、御容赦を賜りたいと思います。

基本的には今回の法案は、私どもは異論はないんです。異論はないんだけれども、しかし、申し上げておかなければならぬことはある。

それがやはり今ありましたように、トリガーラインの話でございまして、実は当初、政府原案として、公明党として説明を受けていたものは、同条項の話でございまして、実は当初、政府原案として、公明党として説明を受けていたものは、同条

○野田国務大臣 東日本大震災の発生による一部製油所の機能停止や流通の障害などにより、燃料の需給が逼迫し、被災者を初め関係者が大変御苦労されました。そうした中、仮にトリガーラインが発動された場合に、全国的に燃料需給がさらに逼迫するとともに、流通が混乱し、被災地の復旧復興の妨げになるおそらくあるため、早急に対応することが必要であると考えております。そのときは考え方としては、廃止という方向を政府としては考えておりました。

しかし、廃止ということについては、これまでさまざまなものでございましたが、これで廃止されることはあります。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので、以上で終わります。

○竹内委員 これは、変わったのはすぐです、直近なんですね。実は一週間ほどもない間に変わっているんです。与野党協議を行つてとおっしゃいますが、そんなことで凍結にしてくれと言つた覚えはありませんし、そこはちょっとと理由がよくわからないというふうに思つんですね。

大体、民主党の党は政府主導であつたと思うんですね。政府が一たん決めて野党などに、我々に説明されたものを、後から党の意見を聞いてひっくり返されるというのには、これは驚くべきことだなどいうふうに改めて思います。他党にもう説明されているわけですからね。これは信用をなくすと思います。それなら、党のシステムを変えられて、党内でよく議論して、まとまつた方針を政府案として出される方がいいと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。(発言する者あり)

○野田国務大臣 安易に使うなどということでありますけれども、自民党から御提起があつた際は、被災地の混乱回避、そして財源の確保、そういう視点からの御提起でございました。

○野田国務大臣 ということは、いわゆる一時的凍結ということは、いわゆる一時的凍結ということは、復旧復興に必要な期間、混乱の回避と財源確保という視点でありますので、結果的にはこの期間に対する対応としては同じだというふうに思っています。

○竹内委員 我々は最初からトリガーラインの反対していましたので、結果オーライですけれどもね。ただ、システムの途中の、やはり我々に説明した、廃止だと言つていたのが凍結に変わることには、文書で出されていますから、この辺は信用をなくすことになると思います。

それから、ちょっとどこにこだわりますが、これは大体、暫定税率廃止にかかる代替案だったはずなんですね。暫定税率廃止というのがなかなかでききかないでの、トリガーラインを持ち出してきた、こういう経緯があるんですね。

最近のガソリン価格は高騰しております。いよいよこれが適用される間近になって方針変更される、こういうことは、政府・与党としてはやはり国民に対する背信行為と言われるのではないかというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

私は、このときはそういう理念のもとにつくつたものだと思います。暫定税率を税率分、維持せざるを得ないという間の、そのための代替措置として措置された税率の課税を停止する措置として、今般のトリガーラインが創設されました。

私は、このときはそういう理念のもとにつくつたものだと思います。暫定税率を税率分、維持せざるを得ないという間の、そのための代替措置としてできたものであります。御党からは反対の声が当然上がつておりましたけれども、私どもはそう思いました。

ただ、震災の前と後ではいろいろな環境が変化をしたということ、被災地における混乱を回避すること、そして、震災復興については相当な財源が必要であつて、國の減収が大きく生じるようなことは基本的には避けて、復興のための財源確保をしたということ、被災地における混乱を回避すること、そして、震災復興については相当な財源が必要であつて、國の減収が大きく生じるようなことは必死に取り組まなければいけないこと等々があつたということござります。

○竹内委員 そのようなことは震災前から一緒だつたんですね。國に財源がないことは明らか

なんですよ。それから、こういう条項は混乱する、買い占めが行われるということも最初からわかつておる話なんですね。ですから、ここはやはり、その辺のことはよくよく考えれば最初からわかつていたことでござりますから、まずは党内外をしっかりとまとめられるのが先決だつたんだろうというふうに思つております。

それから、一時凍結といふこととござりますが、これはいつまで凍結されますか。

○野田国務大臣 復旧復興に取り組んでる間に

いうことでございまして、まだいつまでと明示的に言えるという状況ではございません。

○竹内委員 この点につきましてはこれで最後にいたしますが、我々の認識は、なかなかこれは復活できるような状況は来ないんじやないかというふうに思つています。政治状況としてですね。

そういう意味では、私どもの受けとめ方は、これは事実上の廃止だと。一時凍結と書いてあるけれども、事実上の廃止だということで、党内をまとめるためにこのように表現されたんだろう、このように思つております。そういう意味をしたい、このように思つておる次第であります。

次に、第一次補正予算の件でございますが、年金財源の転用の問題が、納得がいっておりません。表的には、鉄建公団の埋蔵金一・二兆円など、当初年金財源に予定していたものを転用するということですけれども、結局、その穴埋めは、年金積立金を取り崩す、こういうことになつておるわけでありますから、これは、年金財源についての根本的な問題に既に踏み込んでいるわけであります。

震災対策ということは大事でありますけれども、しかし、震災対策に名をかりて、緊急に持ち出していく財源ではないんじやないかというふうに思つんですね。

この点、まず、きょうは厚労省に来ていただいているんですが、厚労省は納得しているんですか。

○今別府政府参考人 お答えいたします。

今回の震災復興財源、新規国債を出さずに考えるということと、それから年金財政の長期的な安定、これらを総合的に勘案して大臣が決断をされたということでござります。

○竹内委員 大臣、これについては、野田大臣が細川大臣に説明に行かれた、こういうことでいいわけですね。

○野田国務大臣 私の方から細川厚生労働大臣に御説明をさせていただきまして、最終的には、玄葉国家戦略担当大臣と三人で、三大臣合意という形で合意形成をさせていただきました。

○竹内委員 これは、仮にこのまま進むとしたら、その流用した分はいつ返済するんですか。○野田国務大臣 今回は、法律上、平成二十三年度基礎年金国庫負担割合は二分の一であるということは明記をいたしました。その上で、ただし、平成二十三年度の二分の一と三六・五%の差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることとあわせて法制化をするということございまして、基本的には、年金はないものというふうに思います。

しかも、過去の三兆円をいつ戻すかという話がありますよね。それに二・五兆円で、五・五兆円ですよね。五・五兆円というのは、これは大変な話なんですよ。しかも、この抜本改革が政治的になかなか決まらないと、一年ずれ、二年ずれ、あるいは、仮に決まったとしても、すぐに上げられない場合だつてあるわけだから、三年後とか二年後だといつたら、二・五掛けの二年間でも五兆円になるわけですよ。三年だつたら七・五兆円。プラス三兆円で、十・五兆円も積立金から借りつ放し。これを戻すのは至難のわざですよ、はつきり申し上げて。

そういう重大な問題があると思うんですが、厚労省はどうのうに認識していますか。

○今別府政府参考人 いたしましても、長期的な年金財政の安定という観點から、できるだけ早く国庫が繰り入れられるよう、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

○竹内委員 私は、物事の考え方と手順というのをちょっと誤っているんじやないかというふうに思つんですね。

やはり、財務省としては心配ではありません直さないといけない。それから、農業の所得補償も仕組みを考え直さないといけないというふうに思いますね。高速道路無料化はもうほとんど無理ですよ。等々、いろいろあると思うんですね。そのほかにも、公務員給与の削減とか当初あつたと思うんですけれども、これはどうなつたんだですか。この辺、財務大臣、いかがですか。

今回の措置につきましても、税と社会保障一体改革の結論が六月に予定をされておりますの

で、そこで結論が得られて、その結論として税制の抜本改革ということになり、それによつて生み出される財源を活用して措置されるというふうに考へております。

○竹内委員 六月というふうに役所の方は思つておられるかもわかりませんが、それはちょっと甘いと思いますね。六月にこの税制の抜本改革が全部まとまるとはとても思えませんね。非常にこれは心配だと思います。

しかも、過去の三兆円をいつ戻すかという話がありますよね。それに二・五兆円で、五・五兆円ですよね。五・五兆円というのは、これは大変な話なんですよ。しかも、この抜本改革が政治的になかなか決まらないと、一年ずれ、二年ずれ、あるいは、仮に決まったとしても、すぐに上げられない場合だつてあるわけだから、三年後とか二年後だといつたら、二・五掛けの二年間でも五兆円になるわけですよ。三年だつたら七・五兆円。プラス三兆円で、十・五兆円も積立金から借りつ放し。これを戻すのは至難のわざですよ、はつきり申し上げて。

そういう重大な問題があると思うんですが、厚労省はどうのうに認識していますか。

○今別府政府参考人 いたしましても、基礎的財政収支対象経費というのは七十一兆円あつて、つまり、その中からいろいろな、優先順位を入れかえたり、こういうことをするんですけども、本当に緊急事態であれば、例えば、基礎的財政収支対象経費の三%を一律カットとか、それでも二兆円やそこら出てくるわけですよ。五%なら三・五兆円も出てくるわけですよ。そうしたら、特例公債そのものがどんどん落とせるじゃないですか。国民全體に増税を言う前に、あるいは年金というようなものを持ち出す前に、ほんの少し、三%でもカットしたら財源はすぐ出てくるじゃないですか。そういうことは考えなかつたんですから。

○竹内委員 緊急事態ですからね。それから、農業の所得補償も仕組みを考え直さないといけないといふふうに思つますね。高速公路無料化はもうほとんど無理ですよ。等々、いろいろあると思うんですね。そのほかにも、公務員給与の削減とか当初あつたと思うんですけれども、これはどうなつたんだですか。この辺、財務大臣、いかがですか。

○野田国務大臣 今先生御指摘の、過去のいわゆる繰り延べという財政措置でありますけれども、これにつきましては、毎年毎年の予算編成の過程で相談をさせていただいたという経緯がございます。

○今別府政府参考人 今先生御指摘の、過去のいわゆる繰り延べという財政措置でありますけれども、これにつきましては、毎年毎年の予算編成の過程で相談をさせていただいたという経緯がございます。

○野田国務大臣 今回御提起させていただく予定

の、四月末に出す第一次補正予算の中の財源としては、子ども手当のいわゆる七千円の上乗せ部分、これはやめるということによって財源を確保するということ、加えて、高速道路の無料化、こ

れは社会実験というのもやめて財源を確保する等々、私どものマニフェストで掲げたことの中で見直しをしていく部分は、今回の第一次補正についても入つております。

第二次補正以降については、これから、しっかりと党内の議論あるいは与野党の協議を踏まえながら対応していきたいというふうに思います。

○竹内委員 今回の財源づくりに、公務員制度改革の話は、まだこの時点では間に合つております。

○今別府政府参考人 いたしましても、緊急事態なんですね。それから、農業の所得補償も仕組みを考え直さないといけないといふふうに思つますね。その点で、私は、物事の考え方と手順というのをちょっと誤っているんじやないかというふうに思つんですね。

○竹内委員 その辺、もっと根本的に考え直してもらわないと、そう簡単に、補正予算、緊急事態

だからといって、このまま単純に、はいオーケーですというわけにいかない、というふうに思いますね。ここはよく議論していただきたいと思っておりますけれども、我々はそういうふうに考えています。

それから、今後の第二次補正予算以降の復興についての話をさせていただきますが、一番報道されているのは何といっても、今後消費税を三%引き上げる、これを償還財源にするという案がもうかまびすしくあちこちで報道されているわけがあります。

競争力を損なうというようなマイナス点もあるので、三年間やつて、三年後には目的を復興から社会保障に衣がえする、そして税率を一〇%に上げれば、財政健全化という財務省の悲願が達成されると言われているわけでありますけれども、こういうのはお考えになつておられるんでしようか。
○野田国務大臣 第一次補正予算を速やかに成立させていただいた暁から次の復興の話になりますけれども、これはプロセスがあつて、復興構想会議というものを設置しました。ここで六月までにどういう復興計画をつくるのか、基本方針をつくらるのか、青写真ができるのか、それを踏まえながらの判断になつてまいります。当然のことながら、党内での議論も進めなければなりません。与野党の議論も活発に行わなければいけません。その段階を経なければ、まだ確定的に何か申し上げる段階ではございません。

まずは、復興のための対策は何が必要か、それには見合う財源は何なのかということをございますので、随分と数字とか税目が走っているようですが、さいますが、固定的に確定的に政府の中で決めているということとは全くないということをございま

思います。そういう話がどんどん漏れ聞こえてくる、そういう発想であればちょっとそこそくなんじやないかなというふうに思つんですね。大震災にひつかけて、社会保障とか税制の抜本改革の道筋までこの際つけてしまおうというのでは、物事の考え方としてはよくないというふうに我々としては思つております。

小野寺先生からも先ほどありましたけれども、この点ですが、助け合いの精神というのは日本人の美德だと思います。ですから、困っているときはお互いさまですから、我々もお金を出していく、多くの国民の方はそう思つてはいると思うんですね。それは非常にしばらしいことなんですが、そういう勤勉な国民性につけ込んで、この際といふので全部どんどん税金を上げてしまおうというのでは、これはやはり最悪の政治になりかねないというふうに我々は思つております。

それから、先ほどから出たと思ひますけれども、短兵急に財源を確保しようとすると、経済に対する悪影響もありますよね。当然、増税は GDPを落としますから、国民所得も落ちて、経済全体を落としてしまう。ですから、何をやつていることかわからない、復興をやつたけれども、全体としてはますますデフレが高進してしまうということもあります。

そこで、きょう、実は復興に当たつての財源の考え方で、一つ提案をしておきたいんです。それは、単純な国債だけを想定する必要はないというふうに思つておりますし、これまでも無利子非課税国債とか、そういうことも言われていましたけれども、それだけではなくて、最近、アメリカなんかでもよく使われているのはレバニュー債というのがあります。御存じの方も多いと思うけれども、一般的には、上下水道、交通、港湾、医療など特定の事業から将来収益を引き当てる州政府とか公社とかはかなりこれを使っていますよ。これは、州政府の債務保証もしないし、ですから、州政府の債務にならないわけですよ

ね。そういう意味で、アメリカは非常によくやつております。

有名な事例では、テキサス州北部の高速道路ネットワーク公社とか、わかりやすいところでね、ニューヨークの新ヤンキースタジアムですね。古いところでは、一九四九年にフロリダ州のタンパ市が発行した下水道からの収入を担保として

たレバーニューカードというのがあります。それから、皆さんもよく使われていると思いますが、デンマーク空港であるとか、オーストラリアでもシドニー空港とか、それから、コロラド州のウェストミニスター市なんかでは上下水道なんかにこのレベニューカードを発行して、そういう公共事業をやつしている。それは繰り返しになりますが、財政健全化とは関係がない。事業そのものの収益を引き当てにして債券を発行しているわけですから、民がそれに応じて、長期投資としてやっている。これが相当の金額になつてゐるわけでありまし

て、新しい日本をつくるという意味では、この際、国債とか地方債、単純なそういうものだけではなくて、復興の中には事業収益があるものと、ちょっとと収益がすぐには見つからないというものと、二通りあると思うんですよ。そういうものを峻別して、財政健全化と両立しながら考えるという意味では、こういうレバニューエー債という発想も取り入れていかなくてはならないと思つていますし、我が党としては提案をしたいというふうに思つておるんです。

実は、国土交通省もこれを研究しているんですね。きょうは、国土交通省、担当は来てますか。お答え願えますか。

○北村政府参考人 お答えいたします。

レベニュ一債でござりますけれども、我々は平成十七年に、我々の機関でございます国土交通政策研究所と、いうところにおきまして、アメリカの地方政府におけるレベニュ一債の制度の概要で、すとか活用の事例などについて、調査研究を行いました。

いましたように、空港ですとか港湾ですか、さらに道路、上下水道などのインフラ整備を行います際に、その事業で必要となる資金を民間から調達する手段といたしまして発行される債券がございます。そして、特徴は、その元利償還財源が事業収益などに限定されているというものでござります。

そして、十七年の報告書におきましては、このようなレベニュ－債を我が国に導入することについては、一つは、アメリカと我が国で、例えば税制でございますけれども、アメリカの場合、地方債の利子には連邦政府の所得税が課税されないというふうな、例えば免税制度があるだとか、それから情報開示の制度だと破産法制度など、関連する諸制度に相違がございますので、こうした関連する諸制度についてさらなる検討を行うことが重要であるというふうに考へていて報告書でござります。

いずれにしましても、今回、震災によつて大きな被害が、公共、民間を問わず、インフラにつきまして発生しております。これらインフラの復旧なり復興に当たりまして、相当の規模の投資額が必要ことは言うまでもございません。しかしながら、今の国の厳しい財政状況を踏まえますと、我々、このインフラの復興に当たつては、単に公的資金の投入だけに頼るのではなく、民間資金の活用は、このレベニュ－債のように、それは非常に重要なだというふうに思つてゐるところでござります。

国交省としましては、今後、インフラ整備にします民間資金の導入方策としましては、いわゆるPPP、PFI制度が考えられるところでございまして、復興プロジェクトに関しまして検討を行い、その具体化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○竹内委員 アメリカは、連邦破産法チャプターainというのがあつて、違うと、いうふうな意見もあるんですが、しかし、日本でも、実はこれは今すぐできるんですね。SPC法というのがあ

りまして、これをかませれば、地方でも国でもレベニューボンドは発行できるというわけであります。実際にこのSPC法を使ってやろうとしている方も、実はあります。

これを使えば、法制に余り大きな変更なく、万一一その運営会社が破綻しても、インフラ事業を継続できれば、そこから生まれる収益は投資家にも還元できる、こういう仕組みでありますし、SPCを使ったことは財務省も十分いろいろ経験されています。

こういう復興時ですから、思い切って、アメリカと同じように、免税債というか、そういう恩典を与えてもいいわけですし、その辺、さまざま手法をこの際検討すべきであると思いますが、財務大臣、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 竹内委員の御質問に答える前に、先ほどの小里委員への答弁の中で、協同組合組織の貸出金、購買未収金に係る所要の引当金に関する御質問に対して、運用で対応しようと考えておりますと答弁いたしましたけれども、制度面での対応も含めて検討させていただきたいと思います。

質問者がいませんけれども、一応議事録に残したいと思います。

竹内委員からの御質問でございますが、レベニュー債、ちょっとこれは勉強させていただいたふうに思います。発行コストがどうなのかとか、いろいろちょっと課題もあると思うんですけど、アメリカの事例であるとか、地方でも、たしか青森が取り組もうとしたことがあったと思いまして、そういう意味では非常におもしろいというふうに思っています。我々としては、やはり新しい日本をつくるとい

うふうな発想でこの復興を考えいくべきだと思っていますし、そういう意味では、東日本、西日本の二元的な國づくりというのが求められていくと思うんですね。東日本が万一大ダウンしたときは西日本が起動する、西日本がダウンしたときは東日本が起動する。

そうすると、相当の復興需要は出てきますし、それを全部国債とか地方債、従来の発想でやつていくというだけでは全く能くないし、財政健全化が全く進まない。全部国がやるといつても、絶対無理だ。ところが、世の中には、民間には大変なお金が余つていて、投資家やファンドなんかも、みんなすごく投資したいと言っているんですね、やはり日本のために、復興のために。

そういう意味では、かなり低金利でも調達できるような環境が整っているなというふうに感じておりますし、ぜひとも、この辺、これから復興にこういうさまざまな発想を、レベニューボンドを初め御検討をお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○石田委員長 次に、岡田康裕君。

○岡田(康)委員 民主党の岡田康裕でございます。

本日も質問の機会をいただき、本当にありがとうございました。まず何よりも最初に、被災地で依然として、先週の数字でけれども、福島や岩手、宮城といつた東北三県で、まだ十二万人の方々が避難所にいらっしゃる。あと、全国で十四万人、そんな数字も見ております。一日も早いそういう復興に向かまして、私たちも国会でできることを一つ一つ立ってマイクも握っていたんですが、本当に一人一人の心の中にある慈善心といいますか、そういったものに触れることもできて、また確認することもできて、そういう気持ちがあれば、そういう思いが一つになれば、どんな困難でも乗り越えていけるんじゃないだろうか、そういう勇気を逆にいただけたような経験もさせていただきました。そういう意味では、やはり被災地以外の方々の、自分に何ができるんだろうかとか、何が自分は被災地の皆さんにしてあげられるんだろうか、そういうお気持ちにこたえられるスキームをいち早く国会でつくるということが何よりも大切なこと改めて感じている次第です。

きょうのこの法案は税制の特例措置ということですけれども、項目一つ見ていきますと非常にマニアックでございまして、後の一次補正予算

駅頭で義援金のお願いの活動にも立たせていただきました。そういう中でいろいろな方と触れ合いながら痛感いたしましたのは、今回の震災はもうくと思うんですね。東日本が万一大ダウンした本当に国民一人一人の心、気持ちを一変したな、そんなふうに思います。

といいますのが、震災がありましたのが三月十日でございますが、三月十日までの状況がどんなだつかということを振り返つてみると、もちろん、目先足元の景気も大変ですし、財政的に大変だ、大変だという話がわんわん流れてきて、社会保障の見通し、持続可能性にも多くの方が不安を感じていらっしゃって、一人一人が自分の人生、生活の守りに入ってしまっていて、とても他人に分かち合うといったようなそういう余裕がないなりつたよな、そんな状況だったんじゃないかなと思うんですね。

しかしながら、駅前で義援金のお願いに立たせていたいただいていますと、ちょうど夕刻だったんですけど、小学生の皆さん、塾の帰りなんでしょうが、集団であつと寄ってきてくださって、財布をかけてじゅらじゅらと義援金を入れてくださる方は、もう本当に感動いたしましたし、最後はちょっとこちらも気恥ずかしさもありながら、立ってマイクも握っていたんですが、本当に一人一人の心の中にある慈善心といいますか、そういったものに触れるることもできて、また確認することもできて、そういう気持ちがあれば、そういう思いが一つになれば、どんな困難でも乗り越えていけるんじゃないだろうか、そういう勇気を逆にいただけたような経験もさせていただきました。そういう意味では、やはり被災地以外の方々の、自分に何ができるんだろうかとか、何が自分は被災地の皆さんにしてあげられるんだろうか、そういうお気持ちにこたえられるスキームをいち早く国会でつくるということが何よりも大切なこと改めて感じている次第です。

きょうのこの法案は税制の特例措置ということですけれども、項目一つ見ていきますと非常にマニアックでございまして、後の一次補正予算

等々の財政的な措置の何兆円で何をしますというふうな措置とか、金融的な手法ですとかと比べますと、少しかなりにくい、どれくらいの効果があるのか見えにくいものだと思うんですね。

今回のこの法案に含まれています一つ一つの項目が、お聞きますと、私も兵庫の出身なんです

が、阪神大震災の折にもとられた多くの措置がま

た、新しいものも入っているようですが、それども、大半が阪神大震災以降にもう導入されたものだと聞きましたので、まず一つ目の質問ですが、こう

いった項目が実際どれくらい被災地にとつてメ

リットがあつたのか、減税効果があつたのか、ど

ういう認識をされているかということからまずお

聞きたいと思います。

○五十嵐副大臣 一つ一つの事例に基づいて、こ

ういうケースは御支援を申し上げなければいけな

いなどいうようなことを積み上げていったと思

います。それがお金の面で一体どれぐらい効果があ

るのかというお尋ねだと思いますが、阪神・淡路大

震災に講じた税制上の、どれぐらいのメリットが

あつたのかということについての集計が、実は特

段行われておりません。

事前に、平成六年の二次補正におきまして見込

んだ減収額は、税制上の措置で三百十億円、それ

から七年度の一次補正において見込んだ額は、千

二百四十億円ということでございます。大体千五

百億円ぐらいの減収になつただろう、その分だけ

税が助かった方々がいるだろうということであり

ますけれども、それは結果として、では決算でど

う見たのかという数字は、実は集計をいたしてお

りません。

○岡田(康)委員 たしか、政権交代直後の国会の中でも、租税特別措置の透明化の法案もございました。そういう税制の特別措置一つ一つがどれくらい効果が実際にあるのかといつたようなことにはかろうとするような取り組みも、私たちも着手をしてきているわけでもございます。

何十年に一回のこういった機会なのかもしれないけれども、できるだけ効果的に、迅速に

一つ一つの対策を打つて、いためにも、阪神大震災のとき、そして今回も含めて、どこまで実際にその効果検証ができるのかという手続上あるのかもしれないんですが、やはり、一つ一つこういった機会にデータとして蓄積していくということは、今後にとってとてもすごく有益なのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思います。

そして、今、予算ベースで、決算として最終的にどうだったかは確認できないという御答弁でございましたけれども、見通しとして、先ほどお話をすると、六年度の二次と七年度の一次で合わせて千五百億円ぐらいではないかというお話をございました。

単純な数字で論じてはいけませんけれども、例えば東北の青森から岩手、宮城、福島、茨城、北関東も入れてこの五県で、先月の一日に公表されている総務省の統計局のデータですと、事業所数が大体四十七万九千社だそうです。一方、兵庫県が大体二十四万三千と出ておりましたから、ぴたりではありませんけれども、事業所数だけではぱつくり見ても倍ほどになります。

今回も特別措置の中に法人税の還付などもありますから、そういう意味でいきましても、今回、水で、津波の被害があるなしの大きな差もありますので、さつき千五百億という数字もありましたが、相当な金額の減収になるのかもしれません。ただ、車の買いかえ需要等々は、当初その被害がなければ発生しなかつたのですから、そういう取得税の減免部分までは見通しに対する減収にはならないと思うんです。

しかし、還付とか雑損控除も含めて、こういったところは当初の予定よりもお金が出ていくつてしまった部分だと思いますので、今後、その財源論、特に高速道路無料化の社会実験一つとっても千何百億とか、そういうオーダーでございますので、この減税措置も相当大きな効果を生み得るものでありますから、予算編成段階でぜひ意識していただきたいと思います。

○五十嵐副大臣

雑損控除の御質問は、対象となる資産の範囲、そしてその適用についてどのよう

また、被災地の皆さんにも、なかなかマニアックで伝わりにくいんですけれども、こういう大きな減税効果といいますか、それだけの法案なんだと思います。せひとも知つていただけるように、私も含めて一緒に発信をしていきたいな、そんなふうにも思つております。

少し細かいところに入りたいですが、私も被災地に一回行かせていただきました。南三陸に行つたり東松島市の方に行かせていただきたりしたんですが、例えば、南三陸だと、もう水でござんですが、例えは、南三陸だと、もう水でござんと根こそぎやられてしまつて、水ががども、東松島市のあたりに行きますと、水ががあつと来て、があつと返つていついて、建物は残つているんですが、一階部分が相当な被害を受けている、そういう状況があります。

この法案を見て、例えば破損した家屋はもちろん自動車など、家財と書いてあるんですけど、そういうふた家財というのも、実際どこまで、どういったレベルの家財まで含むのかということをお聞きしたいなと思いました。

といいますのは、家の建物が残つて、方には、一階部分が相当破損しているところに戻つてこられた、崩れかけた壇の外に家財の汚れたものをどんどんどんどん積み上げていらつしゃつたり、それが実際処分して運ばれていくまでにどれくらいの期間がかかつて、わかるませんけれども、家財の罹災証明をもらうに当たつて残しておいた方がスマーズになるようなものまで、どんどんどんもうなくなつてしまつたり、他人の家財が自分の敷地にあつたりとか、いろいろあらざると思うんですね。

こういったところを雑損控除に、さかのぼつて、ないし五年間延長してできるというんです。まさに見積もるとか、柔軟に対応してあげられるのか。決断もぜひお願いできればなと思います。時間もあとわずかなんですが、最後に、ガソリンのトリガー税制の件も少しだけ触れさせていただければと思います。

さきよりも、ここまで質疑の中で、共産党の佐々木先生や公明党の竹内先生からも御指摘ございました。それに対します御答弁の中でも、例え

に柔軟に見ててくれるのかということだと思います。

雑損控除は、もう委員も御承知のとおり、損額、災害関連支出の金額の合計額から所得金額の一〇%を控除した金額と、一方で、災害関連支出の金額から五万円を控除した金額のいずれか多い方の金額を所得金額から控除するというものでございます。

かとお話しもございました。

それも一つ一つ理屈としてなるほどと思うところもあるんですが、しかし、民主党に所属する立場の人間からすると、この間みずから苦労してつくつたばかりの制度でもございます。そもそも、予算編成の段階で引き当てとかをするならまだしも、先ほどの質疑の中でも、いざ課税をしないという段階になつたときに、その分の財源を準備しないといふお話をも答弁にございました。

部的にはあつたのかもしれません。

しかしながら、やはり民主党に所属する立場の人間として、大きいのは、こういう衆参ねじれの中で、こういつた法案を一日も早く成立させていただきたいというときの与野党の交渉といいますか、水面下の議論の中でも、いたし方なかつたという側面もあつたのではないかと思います。

自民党的先生方の御質問の中にも特にトリガーカーなどのレジャー用専用のものは除くということになっておりますが、通常の車両というようなものが対象となると考えられます。

それほど現場で、その世帯の規模等々からこういふうに見積もるとか、柔軟に、とにかく避難所にたくさんの方がまだおられるわけですし、迅速に思い切った対応ができるような、そういう政治決断もぜひお願いできればなと思います。

時間があとわずかなんですが、最後に、ガソリンのトリガー税制の件も少しだけ触れさせていた以上です。

○五十嵐副大臣

先ほども申し上げたところでござりますけれども、全般的に東北地方は大変な状況にある。破壊をされた、被災をされたガソリンスタンド、それから製油施設等もあるという中で、どうにか、よそから増産をしていただいて、日本全体としては、需給は確かに安定をいたしております。

しかし、急激な価格の変動等がありますと、やはり買いためだと、その前の買いためだと、あるいは今度は、トリガーラインがもし発動された場合、それが収束するときの駆け込みでまた買いためをしておくというようなことが起きると、そのたびごとに混乱が起きて、被災地に特に迷惑がかかってしまうということが心配だ、そのリスクを除去しておきたいというのが、これが一点でございました。

ざいます。

もう一つは、やはり財政的に非常に大きな額になる。年間を通じて行われますと一兆八千億。この一兆八千億があるのであれば、集中して被災地の皆様のための支援に使わせていただいた方が効果的、効率的ではないか。一兆八千億が失われるということは、この事態においては大変大きいという御判断があつたというふうに思われます。

○岡田(康)委員 時間も参りましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○石田委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のおり可決すべきものと決しました。

第一條 この法律は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。

第二条 この法律において、「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による灾害をいう。

第三条 この法律において、「東日本大震災」とは、当該各号に定めるところによる。

第四条 中間申告書 法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書をいう。

第五条 棚卸資産 法人税法第二条第二十九号に規定する棚卸資産をいう。

第六条 確定申告書 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。

第七条 還付加算金 法人税法第二条第四十三号に規定する還付加算金をいう。

第八条 更正 法人税法第二条第三十九号に規定する更正をいう。

第九条 充當 法人税法第二条第四十二号に規定する充当をいう。

〔報告書は附録に掲載〕

○石田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

四 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

五 棚卸資産 所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。

六 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得、それ所得、事業所得、山林所得をいう。

七 不動産所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の金額をいう。

八 減価償却資産 所得税法第二条第一項第十号に規定する減価償却資産をいう。

九 国内 所得税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。

十 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

十一 適格分割 法人税法第二条第十二号の十号の五に規定する被現物出資法人をいう。

十二 適格合併 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

十三 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

十四 損金経理 法人税法第一条第二十五号に規定する損金経理をいう。

十五 国内 法人税法第一条第一号に規定する国内をいう。

十六 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

十七 適格分割 法人税法第二条第十二号の十号の十四に規定する適格分割をいう。

十八 適格現物出資 法人税法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。

十九 分割承継法人 法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。

二十 被現物出資法人 法人税法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。

二十一 被現物分配法人 法人税法第二条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。

二十二 連結法人 法人税法第二条第十二号の四に規定する連結法人をいう。

二十三 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

二十四 分割法人 法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

二十五 現物出資法人 法人税法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。

二十六 現物分配法人 法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。

二十七 株式交換完全子法人 法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全子法人をいう。

二十八 株式移転完全子法人 法人税法第二条

第十二号の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。

二十九 連結親法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

三十 連結中間申告書 法人税法第二条第三十号の二に規定する連結中間申告書をいう。

三十一 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

三十二 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

三十三 連結確定申告書 法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。

三十四 連結所得 法人税法第二条第十八号に規定する連結所得をいう。

四 第六章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。

二 課税期間 消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この法律(第三十三条及び第四章を除く。)の規定を適用する。

(第二章 所得税法等の特例)

第四条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する所得税法第七十二条第一項に規定する資産について東日本大震災により生じた損失の金額(東日本大震災に関連するその居住者によるやむを得るものにより補填される部分の金額を除く。以下この項、次条第一項及び第六条第四項において同じ。)と、

て「特例損失金額」という。)については、その居住者の選択により、平成二十二年において生じた同法第七十二条第一項に規定する損失の金額

の七の二に規定する連結親法人をいう。

三十 連結中間申告書 法人税法第二条第三十号の二に規定する連結中間申告書をいう。

三十一 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

三十二 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

三十三 連結確定申告書 法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。

三十四 連結所得 法人税法第二条第十八号に規定する連結所得をいう。

四 第六章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。

二 課税期間 消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この法律(第三十三条及び第四章を除く。)の規定を適用する。

(第二章 所得税法等の特例)

第四条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する所得税法第七十二条第一項に規定する資産について東日本大震災により生じた損失の金額(東日本大震災に関連するその居住者によるやむを得るものにより補填される部分の金額を除く。以下この項、次条第一項及び第六条第四項において同じ。)と、

同項第三号及び同条第二項第一号並びに同法第一百二十七条第三項中「前年以前三年内」とあるのは「前年以前五年内」とする。

三十 連結中間申告書 法人税法第二条第三十号の二に規定する連結中間申告書をいう。

三十一 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

三十二 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

三十三 連結確定申告書 法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。

三十四 連結所得 法人税法第二条第十八号に規定する連結所得をいう。

四 第六章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。

二 課税期間 消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この法律(第三十三条及び第四章を除く。)の規定を適用する。

(第二章 所得税法等の特例)

第四条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する所得税法第七十二条第一項に規定する資産について東日本大震災により生じた損失の金額(東日本大震災に関連するその居住者によるやむを得るものにより補填される部分の金額を除く。以下この項、次条第一項及び第六条第四項において同じ。)と、

において、同項の規定により必要経費に算入された当該固定資産震災損失額は、その者の平成二十三年分の所得税に係る次条及び同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

三十 連結中間申告書 法人税法第二条第三十号の二に規定する連結中間申告書をいう。

三十一 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

三十二 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

三十三 連結確定申告書 法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。

三十四 連結所得 法人税法第二条第十八号に規定する連結所得をいう。

四 第六章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。

二 課税期間 消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この法律(第三十三条及び第四章を除く。)の規定を適用する。

(第二章 所得税法等の特例)

第四条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する所得税法第七十二条第一項に規定する資産について東日本大震災により生じた損失の金額(東日本大震災に関連するその居住者によるやむを得るものにより補填される部分の金額を除く。以下この項、次条第一項及び第六条第四項において同じ。)と、

書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額の記載がある場合に限り、適用する。

(純損失の繰越控除の特例)

第七条 確定申告書を提出する居住者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者(平成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が平成二十三年純損失金額(その者の平成二十三年において生じた純損失の金額をいう。)又は被災純損失金額(同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該平成二十三年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における所得税法第七十条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第七条第一項(純損失の繰越控除の特例)に規定する平成二十三年純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(同条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年以前において控除されたもの及び同条第二項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第七条第一項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額(この項の規定により前年において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)がある」と、「当該純損失の金額」とあるのは「当該純損失の金額で平成二十三年純損失金額」と、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「のうち」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該平成二十三年純損失金額」と、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「のうち」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの及び同条第二項の規定により前年において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)がある」と、「当該純損失の金額」とあるのは「当該純損失の金額で平成二十三年特定純損失金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第七十条において生じた平成二十三年特定純損失金額(この項において同じ。)及び被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額以外のもの」と、「のうち」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの並みにより還付を受けるべき金額の計算の基礎と

なつたものを除く。)」と、「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額及び当該被災純損失金額」とする。

一 事業資産震災損失額の当該居住者の有する

事業用固定資産(土地及び土地の上に存する

権利以外の固定資産等)をいう。次号及び第四

項において同じ。)でその者の営む事業所得を

生ずべき事業の用に供されるものの価額とし

て政令で定める金額に相当する金額の合計額

のうちに占める割合が十分の一以上であるこ

と。

二 不動産等震災損失額の当該居住者の有する

事業用固定資産でその者の営む不動産所得又

は山林所得を生ずべき事業の用に供されるも

の価額として政令で定める金額に相当する

金額の合計額のうちに占める割合が十分の一

以上であること。

確定申告書を提出する居住者のうち前項各号

に掲げる要件のいずれかを満たす者(同項の規

定の適用を受ける者を除く。)が平成二十三年特

定純損失金額又は被災純損失金額(平成二十三

年において生じたものを除く。以下この項にお

いて同じ。)を有する場合には、当該平成二十三

年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生

じた年の翌年以後五年内の各年分における所得

税法第七十条の規定の適用については、同条第

一項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金

額で被災純損失金額(東日本大震災の被災者等

に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

(次項において「震災特例法」という。)第七条第

二項(純損失の繰越控除の特例)に規定する被災

純損失金額をいう。次項において同じ。)以外の

もの」と、同条第二項中「純損失の金額」とあ

るものは「純損失の金額で被災純損失金額以外

のもの」と、「のうち」とあるのは「のうち」と、

「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定める

びに当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた平成二十三年特定純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたものを除く。)及び被災純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同

条第二項の規定により還付を受けるべき金額のう

ち、所得税法第七十条第二項各号に掲げる損

失の金額に係るものとして政令で定めるもの

をいう。

四 事業資産震災損失額 その者の棚卸資産震

災損失額及びその者の事業所得を生ずべき事

業の用に供される事業用固定資産の東日本大

震災による損失の金額(東日本大震災に関連

するやむを得ない支出で政令で定めるものの

金額を含むものとし、保険金、損害賠償金そ

の他これらに類するものにより補填される部

分の金額を除く。次号において同じ。)の合計

額をいう。

五 不動産等震災損失額 その者の不動産所得

又は山林所得を生ずべき事業の用に供される

事業用固定資産の東日本大震災による損失の

金額を含むものとし、保険金、損害賠償金そ

の他これらに類するものにより補填される部

分の金額を除く。次号において同じ。)の合計

額をいう。

六 平成二十三年特定純損失金額 その者の平

成二十三年において生じた純損失の金額のう

ち、所得税法第七十条第二項各号に掲げる損

失の金額に係るものとして政令で定めるもの

をいう。

四 青色申告書 所得税法第二条第一項第四十

号に規定する青色申告書をいう。

二 純損失の金額 所得税法第二条第一項第二

十五号に規定する純損失の金額をいう。

三 被災純損失金額 その者のその年において

生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産

震災損失合計額(棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額及び山林震災損失額の合計額で、所得税法第七十条第二項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。)に係るものとして政令で定めるものをいう。

四 事業資産震災損失額 その者の棚卸資産震

災損失額及びその者の事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の東日本大震災による損失の金額(東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。次号において同じ。)の合計額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。次号において同じ。)の合計額をいう。

五 不動産等震災損失額 その者の不動産所得

又は山林所得を生ずべき事業の用に供される

事業用固定資産の東日本大震災による損失の

金額を含むものとし、保険金、損害賠償金そ

の他これらに類するものにより補填される部

分の金額を除く。次号において同じ。)の合計

額をいう。

六 平成二十三年特定純損失金額 その者の平

成二十三年において生じた純損失の金額のう

ち、所得税法第七十条第二項各号に掲げる損

失の金額に係るものとして政令で定めるもの

をいう。

四 青色申告書 所得税法第二条第一項第四十

号に規定する青色申告書をいう。

二 純損失の金額 所得税法第二条第一項第二

十五号に規定する純損失の金額をいう。

三 被災純損失金額 その者のその年において

生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産

震災損失合計額(棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額及び山林震災損失額の合計額で、所得税法第七十条第二項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。)に係るものとして政令で定めるものをいう。

四 事業資産震災損失額 その者の棚卸資産震

災損失額及びその者の事業所得を生ずべき事

業の用に供される事業用固定資産の東日本大

震災による損失の金額(東日本大震災に関連

するやむを得ない支出で政令で定めるものの

金額を含むものとし、保険金、損害賠償金そ

の他これらに類するものにより補填される部

分の金額を除く。次号において同じ。)の合計

額をいう。

五 不動産等震災損失額 その者の不動産所得

又は山林所得を生ずべき事業の用に供される

事業用固定資産の東日本大震災による損失の

金額を含むものとし、保険金、損害賠償金そ

の他これらに類するものにより補填される部

分の金額を除く。次号において同じ。)の合計

国税関係法律の臨時特例に関する法律」とする。

(震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除)

第八条 個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、震災関連寄附金(國又は地方公共団体(東日本大震災により政令で定める著しい被害が発生した地方公共団体に限る。)に対する寄附金及び東日本大震災に関する所得税法第七十八条第二項第二号の規定により財務大臣が指定した寄附金をいう。次項及び第三項において同じ。)を支出した場合における平成二十三年から平成二十五年までの各年分の同条第四項に規定する寄附金控除については、同条第一項中「各年」とあるのは「平成二十三年から平成二十五年までの各年」と、「支出した場合は」「支出した場合」(その年中に震災関連寄附金(東日本大震災の被災者等による国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。)第八条第一項(震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例)に規定する震災関連寄附金をいう。以下この項において同じ。)を支出した場合に限る。)と、同項第一号中「特定寄附金の額との」であるのは「震災特例法第八条第三項に規定する特定寄附金等金額と震災関連寄附金の額との」と、「百分の四十」とあるのは「百分の八十」として、同条の規定を適用する。

2 個人が指定期間内に支出した震災関連寄附金のうち、被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動(第四項において「被災者支援活動」という。)に必要な資金に充てられるもの(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の三に規定する認定特定非営利活動法人又は共同募金会連合会に対して支出するものに限るものとし、所得税法第七十八条第一項(前項の規定により適用される場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特定震災指定寄附金」という。)に

ついては、その年中に支出した当該特定震災指

定寄附金の額の合計額(当該合計額にその年中

に支出した特定震災指定寄附金以外の震災関連寄附金の額及び特定寄附金等金額(以下この項において「他の震災関連寄附金等の金額」とい

う。)を加算した金額が、当該個人のその年分の

当する金額を超える場合には、当該百分の八十

に相当する金額から当該他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額)が一千円(その年中に支出した当該他の震災関連寄附金等の金額がある場合には、二千円から当該他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額)を超える場合には、

その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分

の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

3 特別措置法第四十一条の十八第二項に規定する特定寄附金の額(震災関連寄附金の額を除く。)と同項に規定する政党等に対する寄附金の額と、同項に規定する特定寄附金等金額とは、租税特別措置法第四十二条の十八第二項に規定する

第九条 第四条から前までの規定は、非居住者(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。)に課する所得税の課税標準及び所得税の額を計算する場合について準用する。

(財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例)

第十条 租税特別措置法第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第四項第一号口若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたこと

により平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に生じたものであるとき

(当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたものであることにつき財務省令で定めるところによりその者の住所地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る租税特別措置法第四条の三第一項に規定する金融機関の営業所等の長に提出した場合に限る。)における租税特別措置法第四条の三第二項及び第十項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第十項に規定する事実に該当しないものとみなす。

(被災代替資産等の特別償却)

第十一條 個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、次の表

の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した建物(その附屬設備を含む。以下この項において同

び当該計算の基礎となる金額、その寄附金が被

災者支援活動の資金に充てられるものである旨

その他の事項を証する書類の添付がある場合に

限り、適用する。

5 所得税法第九十二条第二項の規定は、第二項の規定による控除すべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項(震災関連寄附金を支出する場合にかかる所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

6 その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算について

は、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)」及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項(震災関連寄附金を支出した場合の所得税額の特別控除)」とする。

(非居住者への適用)

2 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハ又は同項第三号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたこと

により平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に生じたものであるとき

(当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたものであることにつき財務省令で定めるところによりその者の住所地の所

轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る租税特別措置法第四条の三第一項に規定する金融機関の営業所等の長に提出した場合に限る。)における租税特別措置法第四条の三第二項及び第十項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第十項に規定する事実に該当しないものとみなす。

(被災代替資産等の特別償却)

第十一條 個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、次の表

の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した建物(その

附屬設備を含む。以下この項において同じ。)構築物、機械及び装置、船舶、航空機若しくは車両及び運搬具に代わるものとして政令で定めるものに該当するもの取得等(取得又

は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該個人の事業の用に供する場合(所有権移転外リース取引(所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この項及び次条において同じ。)により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。)又は同表の第一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これ又被災区域(東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。)及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該個人の事業の用(機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。)に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した同表

の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、これらの減価償却資産(以下この条において「被災代替資産等」という。)の償却費として必要経費に算入する金額は、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合)当該個人が、租税特別措置法第十条第四項に規定する中小企業者に該当する場合には、当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災代替資産等の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

2 前項の規定により当該被災代替資産等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該被災代替資産等を事業の用に供した年(その年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出している場合に限る)の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額で計算上、当該被災代替資産等の償却費として必要経費に算入する金額は、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についての算入に関する記載があり、かつ、被災代替資産等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についての算定による記載があり、かつ、被災代替資産等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 稅務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

5 第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第十九条第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第十二条の規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

いては、百分の二十

ついては、百分の一二十四

第十二条 個人が、平成二十三年三月十一日からの間に、その有する資産(棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)の用に供しているものの譲渡(租税特別措置法第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下第四項までにおいて同じ。)をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作を含み、贈与又は交換によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条(同表を除く。)において同じ。)をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(以下第六項までにおいて「買換資産」という。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その個人の事業の用。以下この条において同じ。)に供したとき(当該期間内に当該事業の用に供しなくなつたときを除く。)、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときは当該譲渡に係る資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、租税特別措置法第三十一条(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。)若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定を適用す

譲渡資産	買換資産
一 被災区域(前条第一項に規定する被災区域をいう。次号において同じ。)である土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらともに譲渡をするその土地の区域内にある建物(その附属設備を含む。同号において同じ。)若しくは構築物で、当該個人により平成二十三年三月十一日前に取得(建設及び同日以後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。)がされたもの	国内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この条において「土地等」という。)又は国内にある事業の用に供される減価償却資産
二 被災区域である土地以外の土地の区域(国内に限る。)内にある土地等、建物又は構築物	被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産
3 前項の規定を適用する場合において、その年中において取得をした買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちの超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。	の事業の用に供した場合(当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。
4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供するところに準用する。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項
5 税特別措置法第三十一条第六項、第一項の規定は、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。 税特別措置法第三十七条第六項から第八項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三第二項の規定は、第一項(前二項において準用する	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条及び同法第十二条第五項において準用する第三十七条の三第二項において同じ。)の規定は、同法第十二条第一項
6 第一項の規定を受けた者(前項において準用する租税特別措置法第三十七条の二第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は前項において準用する同条第三項の規定による更正を受けたため、第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。)の買換資産に係る所得税法第四十九条第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項
7 第一項の規定の適用を受ける場合において、当該取得をした買換資産(政令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項

第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡した資産の取得価額等(取得価額並びに設備費及び改良費の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)のうちその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした資産の取得価額等に相当する金額

三 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、その有する資産で第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの(以下この項において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この項において「交換取得資産」という。)との交換(租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他の政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この項において同じ。)を得てし、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この項において「他資産との交換の場合」という。)における第一項及び第二項これら規定を第三項及び第四項において準用する場合を含む。)並びに前項の規定並びに第五項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項から第八項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合にあっては、交換差金に対応するものとして

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第一項の譲渡をしたものとみなす。

第二項及び第五項から前項までに定めるもののはか、第一項(第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の譲渡をした資産が第一項の表又は租税特別措置法第三十七条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算その他第一項の規定又は同条第一項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例)

第十三条 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等又は同条第五項に規定する認定長期優良住宅の新築等をしてこれらの規定の定めるところにより居住者のその居住の用に供していいた家屋が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年の翌年以後の各年(当該家屋を居住の用に供した日(以下この項において「居住日」という。)の属する年の翌年以後九年間(当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年である場合、当該居住の適用を受ける場合には、十四年間)の各年に限る。)においてその者が当該住宅の取得等又

は認定長期優良住宅の新築等に係る同条第一項に規定する住宅借入金等の金額、同条第三項に規定する特例住宅借入金等の金額又は同条第五項に規定する長期優良住宅借入金等の金額を有するときは、当該各年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「当該居住日以後その年の十二月三十一日(その者とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年)にあつては、これららの日」。次項、第三項、第五項及び次条において同じ。」まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第二項第一号ハ中「その年十二月三十一日」とあるのは「その年十二月三十一日(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。以下この項、次項、第五項及び次条において同じ。)」と、同条第三項中「同日以後その年の十二月三十日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、「各年(当該居住日)とあるのは「各年」と、「十五年間の各年(同日)」とあるのは「十五年間の各年」と、同条第五項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日)まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」として、同条並びに同法第四十一条の二及び第四十一条の二の二の規定を適用する。

第四項に規定する居住者のその居住の用に供していいた家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年の翌年以後の各年(当該家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後四年間の各年に限る)においてその者が当該住宅の増改築等に係る同条第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を有するときは、当該各年における同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同法第四十二条の三の二第二項中「同日以後その年の十二月三十一日(その者とあるのは「その者」と、「又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。以下この項、第四項及び第九項から第十一項までにおいて同じ。」)まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同項第一号中「十二月三十一日」とあるのは「十二月三十一日(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。以下この項、第四項及び第九項から第十一項までにおいて同じ。)」と、同条第四項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、同条第十四項中「各年(当該居住日)とあるのは「各年(当該居住日以後その年の十二月三十一日(その者と、「各年(同日)とあるのは「各年(その者」と、「同条第八項」とあるのは「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができるなくなった日の属する年にあつては、これらの日。次項、第三項、第五項及び次条において同じ。)まで引き続きその居住の用に供する」とができる年」とあるのは「までの各年」と、同条第八項」と、「第四十二条の二の二第一項」とあるのは「各年(同日以後その

二条第一項に規定する期間(当該期間に係る仮決算の中間申告書を提出する場合における当該期間に限る。)において生じた震災損失金額(東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものをいう。)がある場合における当該仮決算の中間申告書に係る同条(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号中「法人税の額」とあるのは「法人税の額並びに第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額及び第六十八条第一項(所得税額の控除)に規定する所得税の額(当該期間において支払を受ける租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の九第一項懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等)に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等につき同条第二項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第四十一条の十二第二項(償還差益等に係る分離課税等)に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徴収されるものとみなされる所得税の額その他これらの所得税の額に類するものとして政令で定めるものを含む。)で第六十八条第一項(同法第四十一条の九第四項又は第四十一条の十二第四項の規定その他政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により控除されるべき金額をこれら順に控除をするものとした場合に第六十八条第一項の規定による控除をされるべき金額で当該法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合にはその控除しきれなかつた金額(当該控除による控除をされるべき金額が当該期間において生じ除しきれなかつた金額が当該期間において生じた東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)に規定する震災損失金額を超える場合には、その超える

部分の金額を控除した金額」と、同条第三項中「第六十八条第三項」とあるのは「第四十条(法人税額から控除する所得税額の損金不算入)」中の規定の適用とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第二項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)の規定の適用」と、第六十条第三項とする。

2 仮決算の中間申告書の提出があつた場合において、当該仮決算の中間申告書に前項の規定により読み替えて適用される法人税法第七十二条第一項第二号に規定する控除しきれなかつた金額の記載があるときは、税務署長は、当該仮決算の中間申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。法人の提出した仮決算の中間申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により前項の規定により読み替えて適用される同号に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときにおけるその増加した金額についても、同様とする。

3 仮決算の中間申告書の提出により前項の規定による還付をされる法人の当該仮決算の中間申告書に係る事業年度における法人税法の規定の適用については、同法第二十六条第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十六条第二項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)の規定」と、同法第四十条中「場合には」とあるのは「場合(震災特例法第十六条第二項仮決算の中間申告による所得税額の還付)の規定の適用を受けた場合を含む。」には「と、還付をされる金額」とあるのは「還付をされる金額(震災特例法第十六条各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した建物(その附屬設備を含む。以下この項において同じ。)、構築物、機械及び装置、船舶、航空機若しくは車両及び運搬具に代わるものとして政令

法第十六条第二項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)の規定による還付金がある場合には、その還付金の額に相当する金額を控除した金額」と、同条第三項中「第六十八条第三項」とあるのは「第四十条(法人税額から控除する所得税額の損金不算入)」中の規定の適用とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第二項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)の規定の適用」と、第六十条第三項とする。

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の中間申告書の提出期限の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適したこととなつた日)までの期間とする。

5 第二項の規定による還付金を同項の仮決算の中間申告書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中間申告書の提出を要しない場合)

第十七条 東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出期限とが同一日の日となる場合は、法人税法第七十一条第一項本文(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

(被災代替資産等の特別償却)

第十八条 法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した建物(その附屬設備を含む。以下この項において同じ。)、構築物、機械及び装置、船舶、航空機若しくは車両及び運搬具に代わるものとして政令

で定めるものに該当するものの取得(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該法人の事業の用(機械及び装置、船舶、航空機並びに車両及び運搬具にあっては、貸付けの用を除く。)に供した場合所有権移転外リース取引(法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。)又は同表の第一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域(東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。)及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該法人の事業の用(機械及び装置にあっては、貸付けの用を除く。)に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度のこれらの減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度のこれらの減価償却資産(以下この条において「被災代替資産等」といいう。)に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(第三項において「償却限度額」という。)は、同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかる償却費として損金の額に算入する金額の限度額(第三項において「償却限度額」という。)は、同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかる償却費として損金の額に算入する金額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額と特別償却限度額(当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合)を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

資産	割合	割合
一 建物又は構築物(増築された建物又は構築物のその増築部分を含む。)でその建設の後事業の用に供されたことのないもの	百分の十五(平成二十六年四月一日から平成二十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十)	百分の十八(平成二十六年四月一日から平成二十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十二)
二 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十)	百分の三十六(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四)
三 船舶、航空機又は車両及び運搬具で、その製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十九(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四)	百分の三十六(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四)
4 第一項の規定の適用を受ける被災代替資産等	の項において同じ。)に償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。	の項において同じ。)に償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

(第二十六条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。)について
は、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「第四十八条まで」とあるのは「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)第十八条第一項」と、特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条第一項の規定の適用」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定を含む。」とあるのは特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定を含む。」とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条における同法第六十八条の四十一の規定は、第二十六条第四項前段の規定によりまして適用される同法第六十条の四十一の規定とする。

5 第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等について、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は」であるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

十八条の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

(特定の資産の買換への場合の課税の特例)

第十九条 法人(清算中の法人を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの期間第七項において「対象期間」という。内に、その有する資産(棚卸資産を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。)で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作を含み、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この二条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額(以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でのその帳簿価額を損金経理(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合においては、同項に規定する期間に係る決算にあっては、同項に規定する期間に係る決算。次条第一項において同じ。)において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の確定した決算(同項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算。次条第一項において同じ。)において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したとき限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第一項の特別償却に関する規定には第一項の規定を含むものとみなして、同条の規定を適用す

る。この場合において、同条における同法第六十八条の四十一の規定は、第二十六条第四項前段の規定によりまして適用される同法第六十条の四十一の規定とする。

6 第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等について、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は」であるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

二 被災区域(前条第一項に規定する被災区域をいう。次号において同じ。)である土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物(その附属設備を含む。次号において同じ。)若しくは構築物で、当該法人により平成二十三年三月十一日前に取得(建設を含む。)されたもの

7 第一項の規定は、確定申告書等(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。以下この

内に限る。)内にある土地等、建物又は構築物

存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

のとする。

2 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の買換資産次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。()のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 第一項に規定する場合において、当該法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年(工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間)以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき(当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日のいずれか早い日までに当該事業の用に供しなくなつたときを除く)、又は供する見込みであるときは、当該法人は、政令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした当該資産に限り、当該資産を第一項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

4 第一項の規定の適用を受けた法人(連結事業年度において第二十七条第一項の規定の適用を受けたものを含む)が、第一項に規定する買換資産(同条第一項に規定する買換資産(以下この

項において「連結買換資産」という。)を含む。)の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)内に

ある当該法人の事業の用(第一項の表の第二号の下欄又は同条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法

人の事業の用)に供しない場合又は供しなく

なった場合(適格合併、適格分割、適格現物出

資又は適格現物分配(第十項において「適格合併等」という)により当該買換資産を合併法人

分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配

法人(第十項において「合併法人等」という。)に

移転する場合を除く)には、政令で定めるこ

とにより、当該買換資産につき第一項の規定により損金の額に算入された金額(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の規定により損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する

日又はその供しなくなつた日を含む事業年度

(適格合併に該当しない合併により当該買換資

産を移転したことにより当該買換資産をその事

業の用に供しなくなつた場合には、当該合併の

上、益金の額に算入する。

5 税特別措置法第六十五条の七第五項及び第

六項の規定は、第一項の規定を適用する場合に

ついて準用する。

6 税特別措置法第六十五条の七第七項及び第

八項の規定は、第一項の規定の適用を受けた買

換資産について準用する。この場合において、

同条第八項中「第四項」とあるのは、「東日本大

震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例

に関する法律第十九条第四項」と読み替えるも

のとする。

7 法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡

をし、かつ、その譲渡をした日を含む事業年度

において適格分割、適格現物出資又は適格現物

分配(その日以後に行われるものに限る。以下

この項及び第九項において「適格分割等」とい

う。)を行う場合において、当該事業年度開始の

時から当該適格分割等の直前の時までの間に当

該譲渡をした資産に係る第一項の表の各号の下

欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分割等に

より当該買換資産(当該各号の下欄に規定す

る地域内に当該法人の事業の用に供し、か

つ、当該適格分割等の直前まで引き続き当該事

業の用に供しているもの又は当該取得の日から

一年以内に当該適格分割等に係る分割承継法

人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人

(以下この項において「分割承継法人等」とい

う。)において当該適格分割等により移転を受けた

当該各号の下欄に規定する地域(当該買

換資産が連結買換資産である場合には、同条第

一項の表の各号の下欄に規定する地域)内にあ

る事業の用第一項の表の第二号の下欄又は同

条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域

である土地等については、その移転を受けた事

業の用に供しない場合又は供しなくなつた場

合(適格合併等により当該買換資産を合併法人

等に移転する場合を除く。)には、政令で定める

ところにより、当該買換資産につき第一項又は

第二項の規定により当該被合併法人等において

損金の額に算入された金額(当該買換資産が連

結買換資産である場合には、同条第一項又は第

七項の規定により当該被合併法人等において損

金の額に算入された金額)に相当する金額は、

当該取得の日から一年を経過する日又はその供

しなくなつた日を含む当該合併法人等の事業年

度(適格合併に該当しない合併により当該買

換資産を移転したことにより当該買換資産をそ

の事業の用に供しなくなつた場合には、当該合併

の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計

算上、益金の額に算入する。

8 第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、第三項の規定は前項に規定する場合について、第六項前段の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定める。

9 第七項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10 適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(連結事業年度において第二十七条第一項又は第七項の規定に規定する買換資産(以下この項及び次項において「連結買換資産」という。)を含む。)の移転を受けた合併法人等(当該適格合併等の後ににおいて連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)内に

ある当該法人の事業の用(第一項の表の第二号

の下欄又は同条第一項の表の第二号の下欄に掲

げる被災区域である土地等については、その法

人の事業の用)に供しない場合又は供しなく

なつた場合(適格合併、適格分割、適格現物出

資又は適格現物分配(第十項において「適格合併等」という)により当該買換資産を合併法人

分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配

法人(第十項において「合併法人等」という。)に

移転する場合を除く)には、政令で定めるこ

とにより、当該買換資産につき第一項の規定

により損金の額に算入された金額(当該買換資

産が連結買換資産である場合には、同条第一項の

表の各号の下欄に規定する地域)内にあ

る事業の用第一項の表の第二号の下欄又は同

条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域

である土地等については、その移転を受けた事

業の用に供しない場合又は供しなくなつた場

合(適格合併等により当該買換資産を合併法人

等に移転する場合を除く。)には、政令で定める

ところにより、当該買換資産につき第一項又は

第二項の規定により当該被合併法人等において

損金の額に算入された金額(当該買換資産が連

結買換資産である場合には、同条第一項又は第

七項の規定により当該被合併法人等の事業年

度(適格合併に該当しない合併により当該買

換資産を移転したことにより当該買換資産をそ

の事業の用に供しなくなつた場合には、当該合併

の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計

算上、益金の額に算入する。

11 領署長に提出した場合に限り、適用する。

12 適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(連結事業年度において第二十七条第一項又は第七項の規定に規定する買換資産(以下この項及び次項において「連結買換資産」という。)を含む。)の移転を受けた合併法人等(当該適格合併等の後ににおいて連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)内に

ある当該法人の事業の用(第一項の表の第二号

の下欄又は同条第一項の表の第二号の下欄に掲

げる被災区域である土地等については、その法

人の事業の用)に供しない場合又は供しなく

なつた場合(適格合併、適格分割、適格現物出

資又は適格現物分配(第十項において「適格合併等」という)により当該買換資産を合併法人

分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配

法人(第十項において「合併法人等」という。)に

移転する場合を除く)には、政令で定めるこ

とにより、当該買換資産につき第一項の規定

により損金の額に算入された金額(当該買換資

産が連結買換資産である場合には、同条第一項の

表の各号の下欄に規定する地域)内にあ

る事業の用第一項の表の第二号の下欄又は同

条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域

である土地等については、その移転を受けた事

業の用に供しない場合又は供しなくなつた場

合(適格合併等により当該買換資産を合併法人

等に移転する場合を除く。)には、政令で定める

ところにより、当該買換資産につき第一項又は

第二項の規定により当該被合併法人等において

損金の額に算入された金額(当該買換資産が連

結買換資産である場合には、同条第一項又は第

七項の規定により当該被合併法人等の事業年

度(適格合併に該当しない合併により当該買

換資産を移転したことにより当該買換資産をそ

の事業の用に供しなくなつた場合には、当該合併

の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計

算上、益金の額に算入する。

する。

12 第二項から前項まで(第七項を除く。)に定め
るもののは、第一項の譲渡をした資産が同項
の表及び租税特別措置法第六十五条の七第一項
の表の一以上の号の上欄に掲げる資産に該当す
る場合における第一項又は同条第一項の規定に
より損金の額に算入される金額の計算その他こ
れらの規定及び第七項の規定の適用に関し必要
な事項は、政令で定める。

13 租税特別措置法第六十五条の七第十五項(第
二号を除く。)の規定は、この条及び次条に規定
する用語について準用する。この場合において
て、同項第三号中「第三項(第十項)とあるのは

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という)第十九条第三項(同条第八項)と、同号ロ中「第一項の表」とあるのは「震災特例法第十九条第一項の表」と、「次条第一項」とあるのは震災特例法第二十条第一項」と、同項第四号中「第一項」とあるのは「震災特例法第十九条第一項」と読み替えるものとする。(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第二十条 法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの期間(次項において「対象期間」という。)内に、その有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度(解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む事業年度を除く。)終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間(同条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内ににおいて当該稅務署長が認定した日までの期間。

以下この項及び第四項第二号において「取得定期間」という。内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用)に供する見込みであり、かつ、当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときは含む。」は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む)により経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額の範囲内で前項の特別勘定に相当するもの(以下この条において「期中特別勘定」という。)を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該適格分割又は適格現物出資の日から当該譲渡の日を含む事業年度終了日の翌日以後一年を経過する日までの期間(前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人又は被現物出資法人が当該期間内に同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、当該譲渡をした法人が政令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年内以内において当該稅務署長が認定した日までの期間)内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれること。

二 前号の取得の日から一年以内に当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該取得をした資産を当該適格分割又は適格現物出資により移転を受ける前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供することができる。

前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄稅務署長に提出した場合に限り、適用する。

法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合(第二十八条第五項に規定する場合を除く。)には、次の各号に掲げる適格合

併、適格分割又は適格現物出資の区分に応じ、
当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別
勘定の金額は、当該適格合併、適格分割又は適
格現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は
被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有す
る第一項の特別勘定の金額(連結事業年度に
おいて設けた第二十八条第一項の特別勘定の
金額を含むものとし、既に益金の額に算入さ
れた、又は益金の額に算入されるべき金額が
ある場合には、これらの金額を控除した金額
とする。以下この条において同じ。)

二 適格分割又は適格現物出資 当該適格分割
又は適格現物出資の直前において有する第一
項の特別勘定の金額のうち当該適格分割又は
適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出
資法人が取得指定期間の末日までに前条第
一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得を
することが見込まれ、かつ、当該取得の日から
一年以内に当該分割承継法人又は被現物出
資法人において当該取得をした資産を当該適
格分割又は適格現物出資により移転を受ける
当該各号の下欄に規定する地域内にある事業
の用(同表の第一号の下欄に掲げる被災区域
である土地等については、その移転を受ける
事業の用)に供することが見込まれる場合に
おける当該資産の取得に充てようとする額に
差益割合を乗じて計算した金額に相当する金
額及び当該適格分割又は適格現物出資に際し
て設けた期中特別勘定の金額

適格現物出資の日以後一月以内に当該適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他財務省令で定める事項を記載した書類を納他所轄税務署長に提出した場合に限り、適格現物出資の日以後一月以内に当該適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他財務省令で定める事項を記載した書類を納他所轄税務署長に提出した場合に限り、適

第四項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額(当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合は、第二十八条第一項の規定により設けている特別勘定の金額)とみなす。

を受ける事業の用)に供する見込みであるとききその他の政令で定めるときを含む)について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の確定した決算」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の確定した決算」と読み替えるものとする。

8 前条第七項の規定は、第一項の特別勘定、連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(第一項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る。以下この項において同じ。)を行う場合において、当該法人が当該適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下「この項において「適格分割等」という。)の日を含む事業年度の取得指定期間内に当該特別勘定に係る前条第一項の表の各

前条第一項の規定は、第一項の特別勘定(連続事業年度において設けた第二十九条第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、第一項に規定する取得指定期間(当該特別勘定の金額が第四項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第二項第一号に規定する期間その他政令で定める期間。次項及び第十二項において「取得指定期間」という。)内に当該特別勘定に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合において、当該取得の日から年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用に供したとき(当該取得の日を含む事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときはを除く。)又は供する見込みであるとき)適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転

号の下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分割等により当該買換資産(当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等について)は、その法人の事業の用)に供し、かつ、当該適格分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分割等による分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人(以下この項において「分割承継法人等」という。)において当該適格分割等により移転を受けける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供することが見込まれるものに限る。)を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第七項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

前二項の場合において、その買換資産に係る第一項の特別勘定の金額のうち当該買換資産の

11 第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等(以下この項において「非適格株式交換等」という。)を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12 第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が次の各号に掲げる場合(第四項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含

14 前条第二項の規定は、第七項又は第八項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積」と次条第一項の特別勘定の基礎となつた譲渡に係る同条第七項又は第八項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替えるものとする。

10
圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額は、当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む)を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十二条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなつた場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加

む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得指定期間に内に第一項の特別勘定の金額を前三項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二 取得指定期間を経過する日において第一項の特別勘定の金額を有している場合 当該特別勘定の金額

三 取得指定期間に内に解散した場合(合併により解散した場合を除く。)において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき 当該特別勘定の金額

四 取得指定期間に内に当該法人を被合併法人とする合併を行つた場合において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき 当該特別勘定の金額

14 前条第二項の規定は、第七項又は第八項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積」と次条第一項の特別勘定の基礎となつた譲渡に係る同条第七項又は第八項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替えるものとする。

適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(次項において「適格合併等」という。)により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(次項において「合併法人等」という。)に移転する場合を除く。)について準用する。

15 前条第十項の規定は、適格合併等により第七項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(連結事業年度において第二十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(以下この項及び第十七項において「連結買換資産」という。)を含む。)の移転を受けた合併法人等(当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(前条第一項の表の第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用)に供しない場合又は供しなくなつた場合(適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。)について準用する。)

16 租税特別措置法第六十五条の七第五項及び六項の規定は第一項又は第七項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産について、同条第十一項の規定は第八項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項の規定を適用するときは同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは明細書、取得をする見込みである資産につき財務省令で定める事項を記載した書類

と、同条第八項中「第四項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十条第十四項において準用する同法第十九条第四項」と読み替えるものとする。

17 租税特別措置法第六十五条の七第十三項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産(連結買換資産を含む。)について準用する。

18 前二項に定めるもののほか、第一項の譲渡をする。第六十五条の七第一項の表及び租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同法第六十五条の八第一項の特別勘定の金額は同法第六十五条の八第一項に規定する各号の下欄に掲げる資産をこれらに規定に規定するこれらの資産が前条第一項の表及び租税特別措置法第六十五条の八第一項から第十五項までの規定の計算その他の第一項から第十五項までの規定の適用に必要な事項は、政令で定める。(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第二十一条 法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの間に、その有する資産で第十九条第一項の表の各号の上欄に掲げるもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(租税特別措置法第六十五条の七第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(第一号において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合においては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)は、当該法人が、

その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第十九条第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第十九条第一項の譲渡をしたものとみなす。

震災損失金額(当該各連結事業年度又は中間期間において生じた同法第八十二条の二十二第一項第一号又は第八十二条の二十第一項第一号に掲げる連結欠損金額のうち、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係がある各連結子法人の東日本大震災により第十五条第一項に規定する棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものの合計額(仮決算の連結中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合は、当該金額を控除した金額)に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。)がある場合には、当該連結親法人は、当該各連結事業年度に係る連結確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書の提出と同時に、納稅地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る連結事業年度又は中間期間(以下この項及び第三項において「震災欠損連結事業年度」という。)開始の日前二年以内に開始したいづれかの連結事業年度の連結所得に対する法人税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第八十二条の十四から第八十二条の十七までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第六十八条の九第十一項(同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十九第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。)に、当該いづれかの連結事業年度(以下第三項までにおいて「還付所得連結事業年度」という。)の連結所得の金額のうちに占める震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額(こ

(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)

第二十三条 連結親法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各連結事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第八十二条の二十第一項に規定する期間(当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した連絡中間申告書(以下この条及び次条において「仮決算の連絡中間申告書」という。)を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。)において生じた繰戻対象

の条の規定により他の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき還付を受け
る金額の計算の基礎とするものを除く。)に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当す
る法人税の還付を請求することができる。

前項の場合において、既に当該還付所得連結再請求の申請に付する去、へ税の額このよ

震災損失金額」と、同条第七項中「第一項(第四項において準用する場合を含む。)」あるのは、「震災特例法第二十三条第一項」と、「第一項の規定」とあるのは「同項の規定」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書又は仮決算の連絡中間申告書」と読み替えるものとする。

関する法律第二十三条第四項(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)」とする。

還差益等に係る分離課税等)に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徵収されるものとみなされる所得税の額その他これらの所得税の額に類するものとして政令で定めるものを含む。)で第八十一条の十四第一項(同法第四十

事業年度の連結所得に対する法人税の額は「きこの条又は法人税法第八十一条の三十一の規定の適用があったときは、その額からこれらの規定の適用により還付された金額を控除した金額

5
第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び国税通則法の規定の適用については、法人税法第二十六条规定第一項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」と

出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた繰戻対象震災損失金額に相当する金額とは、当該中間期間を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一条の九第十四項又は第四十一条の十二第四項の規定その他政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により控除されるべき金額をこれらの順に控除をするものとした場合に第八十一条の十四第一項の規定による控除をされるべき金

する金額からこれらの規定の適用に係る繰戻対象震災損失金額又は同条第二項の連結欠損金額を控除した金額をもって当該還付所得連結事業年度の連結所得の金額とみなして、前項の規定を適用する。

いう)第二十三条(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定」と、同法第八十一条の九第一項中「及び第八十一条の三十一」とあるのは「並びに第八十一条の三十一」と、「の規定により還付」とあるのは「及び震災特例

計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付)
第二十四条 連結親法人の平成二十三年三月一日から同年九月十日までの間に終了する法人税

額で当該法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合にはその控除しきれなかつた金額(当該控除しきれなかつた金額が当該期間において生じた東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四

第一項の規定は、同項の連結親法人が還付所得連結事業年度から震災欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合であつて、震災欠損連結事業年度の連結確定申告書を提出した場合(中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書をその提出期限までに提出しに限り、適用する。

法第二十三条(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定により還付」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十三条(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)」の規定により還付を受けたる金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の三十一第一項中「連結欠損金額が」とあるのは「連結欠損金額(震災等引受け第二十三条规定の法人の

法第八十一条の二十第一項に規定する期間(当該期間に係る仮決算の連結中間申告書を提出する場合における当該期間に限る)において生じた震災損失金額(当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係がある各連結子法人の東日本大震災により前条第一項に規定する棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものの合計額をいう。)がある場合における当該仮決算の連結中間申告書に係る同法第八十一条の二十の規定の適用については、同条第

条第一項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）に規定する震災損失金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額」と、同条第三項中「第八十一条の十四第二項」とあるのは「第八十一条の七第一項（連結法人税額から控除する所得税額の損金不算入）中の「規定の適用」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第二項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定（適用）」

法人税法第八十条第五項の規定は第一項の規定による還付の請求をしようとする連結親法人について、同条第六項の規定は第一項の規定による還付の請求があつた場合について、同条第七項の規定は第一項の規定による還付の請求に係る還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「欠損金額」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という)」第二十三条第一項(連結法人の震災損失の繰戻による法人税額の還付)に規定する繰戻対象

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。以下この項及び第三項において同じ。)が」と、同条第二項中「この条」とあるのは「この条又は震災特例法第二十三条」と、「その適用」とあるのは「これらの規定の適用」と、「連結欠損金額」とあるのは「連結欠損金額又は同条第二項の繰戻対象震災損失金額」と、「同項」とあるのは「前項」と、国税通則法第十九条第四項第一号ハ中「(外国法人に対する準用)」とあるのは「(外国法人に対する準用)」並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

一項第二号中「法人税の額」とあるのは「法人税額の額及びに第八十一条の十五第一項(連結事業年度における外國税額の控除)に規定する外國法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額及び第八十一条の十四第一項(連結事業年度における所得税額の控除)に規定する所得税の額(当該期間において支払を受ける租税特別措置法第四十一条の九第一項(懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等)に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等につき同条第二項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第四十一条の十二第二項(償

2
と、第八十一条の十四第二項」とする。
　仮決算の連結中間申告書の提出があつた場合において、当該仮決算の連結中間申告書に前項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の二十第一項第二号に規定する控除しきれなかつた金額の記載があるときは、税務署長は、当該仮決算の連結中間申告書を提出した連結親法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。連結親法人の提出した仮決算の連結中間申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により前項の規定により読み替えて適用される同号に規定する控除しき

れなかつた金額が増加したときにおけるその増

れなかつた金額が増加したときにおよび、加した金額についても、同様とする。

一項又は第二項(第四号又は第五号に係る部分に限る。)の規定により同法第四条の二の承認を

ず、当該連結中間申告書を提出することを要しない。

親法人若しくはその連結子法人の事業の用(機械及び装置にあっては、貸付けの用を除く。)に

仮決算の連結中間申告書の提出により前項の規定による還付をされる連結親法人の当該仮決算の連結中間申告書に係る連結事業年度における

取り消されたもの（以下この項において「離脱法人」という。）があるときは、当該連結親法人の当該仮決算の連結中間申告書に係る連結事業年

第二十六条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成（連結法人の被災代替資産等の特別償却）

供した場合(所有権移転外リース取引により取得した同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除

十六条第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二

承認を取り消された日の前日を含む事業年度における同法第六十八条の規定の適用については、当該離脱法人が当該期間において課された所得税の額第二項の規定による還付金の額として命令うち当該離脱法人に帰せられる金額として命令

一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した建物(その附属設備を含む。以下この項において同じ。)、構築物、機械及び装備、船舶、航空機若しくは車両及び運搬具に代度のこれらの減価償却資産(以下この条において「被災代替資産等」という。)に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(第三項において「償却限度額」という。)は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する

第一項中「場合」の規定と、同法第八十一条の七
得税額の還付の規定」と、同法第二十四条第二項
第一項中「場合には」とあるのは「場合(震災特例)
法第二十四条第二項)決算の連結申告に付随する
による所得税額の還付)の規定の適用を受けた場

で定める金額に達するまでの金額に限る。)は、当該連結親法人が、当該期間において課された所得税の額とみなす。

のものとして政令で定めるものに該当するものとの取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用(幾岐及び表置、沿泊、航空機並びに車両及び
個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額と特別償却限度額(当該被災又は賃差等の取扱い額に可

るのと、同法第八十一条の十四第一項中「所得税の額」とあるのは、「還付をされた金額(震災特例法第二十四条第一項の規定による還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものと含む。)」と、同法第八十一条の十四第一項中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額(当該連結事業年度

会を計算する場合に、その計算の基礎となる國税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の連結中間申告書の提出期限の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日)がある場合には、そつ適用することとなる。二月四日(月)から三月三十日(木)までの期間を指す。

(本欄)にて表示
運搬具にあつては、貸付けの用を除く。に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。)又は同表の第一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等を二、二三と見じる被(そぞく)る場合等による場合には、当該各号の下欄に掲げる割合(当該各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合)當該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連絡法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等による場合には、当該各号の下欄に掲げる

において震災特例法第二十四条第二項(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付)の規定の連絡による還付金がある場合には、その還付金の額に相当する金額を控除した金額」と、同法第八条第十一項の十八第一項第二号中「控除をされるべき金額のうち」とあるのは「控除をされるべき金額

第二項の規定による還付金を同項の仮決算の連結中間申告書に係る連結事業年度の連結所得に対する法人税で未納のものに充当する場合に、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その担当部局は、これを、正當な

資産	割合	割合
一 建物又は構築物(増築された建 物)	百分の十五(平成二十六年)	百分の十八(平成二十六年)
		額とする。

額及び震災特例法第二十四条第二項(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付)の規定による還付をされる金額(還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものを含む)のうち、「」とする。

の充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。
前二項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

書の提出により第二項の規定による還付をされる場合において、第一項の連結子法人のうちで当該仮決算の連結中間申告書に係る同項に規定する期間の終了日の翌日から同日を含む法人の税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度終了の日までの間に同法第四条の五第五

第二十五条 東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、連結中間申告書の提出期限と当該連結中間申告書に係る連結事業年度の連結確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、法人税法第八十一条の十九第一項本文の規定にかかるわ

			業の用に供されたことのないもの
三 具で、その製作の後事業の用に供	船舶、航空機又は車両及び運搬	四月一日から平成二十八年 三月三十一日までの間に取 得又は製作をしたものにつ いては、百分の二十)	四月一日から平成二十八 年三月三十一日までの間に 取得又は製作をしたものに ついては、百分の二十四)
四 月一日から平成二十八年	百分の三十(平成二十六年	年四月一日から平成二十八 年三月三十一日までの間に 取得又は製作をしたものに ついては、百分の二十四)	年四月一日から平成二十八 年三月三十一日までの間に 取得又は製作をしたものに ついては、百分の二十四)
四 月一日から平成二十八年	百分の三十六(平成二十六 年四月一日から平成二十八		

資産	建物又は構築物(増築された建 物又は構築物のその増築部分を含 む。)での建設の後事業の用に供 されたことのないもの	百分の十五(平成二十六年四月一 日から平成二十八年三月三十 一日までの間に取得又は建設をした ものについては、百分の十)	百分の十八(平成二十六年四月一 日から平成二十八年三月三十 一日までの間に取得又は建設をした ものについては、百分の十二)
機械及び装置でその製作の後事 業の用に供されたことのないもの	百分の三十(平成二十六年四月一 日から平成二十八年三月三十 一日までの間に取得又は製作をした ものについては、百分の二十)	百分の三十六(平成二十六年四月一 日から平成二十八年三月三十 一日までの間に取得又は製作をした ものについては、百分の二十四)	百分の三十六(平成二十六年四月一 日から平成二十八年年四月一日から 平成二十八年年三月三十 一日までの間に取得又は製作をした ものについては、百分の二十四)
船舶、航空機又は車両及び運搬 具で、その製作の後事業の用に供	百分の三十(平成二十六年四月一 日から平成二十八年年四月一日から 平成二十八年年三月三十 一日までの間に取得又は製作をした ものについては、百分の二十四)	百分の三十六(平成二十六年四月一 日から平成二十八年年四月一日から 平成二十八年年三月三十 一日までの間に取得又は製作をした ものについては、百分の二十四)	百分の三十六(平成二十六年四月一 日から平成二十八年年四月一日から 平成二十八年年三月三十 一日までの間に取得又は製作をした ものについては、百分の二十四)

されたことのないもの

三月三十一日までの間に取
得又は製作したものにつ
いては、百分の二十)

年三月三十一日までの間に
取得又は製作をしたものに
ついては、百分の二十四)

2 前項の規定の適用を受けた被災代替資産等（第十八条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。）については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項中第六十八条の三十六まで」とあるのは「第六十八条の三十六まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十六条第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法の規定」として、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定は、連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）に償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長が限られた場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

4 第一項の規定の適用を受けることができる連結親法人又はその連結子法人については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項の特別償却に関する規定には第一項の規定を含むものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条における同法第五十二条の三の規

定は、第十八条第四項前段の規定によりみなしで適用される同法第五十二条の三の規定とす

る。

5 第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第二十七条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの期間（第七項において「対象期間」という。内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下第二十九条までにおいて同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含み、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他の政令で定めるものを除く。以下この条（同表を除く。）及び次条において同じ。）をし、かつ当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十項並びに次条第十五項及び第十六項を除き、

号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。）により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算（同項第一号に掲げたとき（当該連結事業年度において当該事業の供用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるとき（合格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該合格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用）に供する見込みであるときその他他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、その圧縮基礎取扱額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額（以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一

2 前項の規定を適用する場合において、当該連結事業年度の買換資産（次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。）のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該連結事業

年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げた土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものと

する。

3 第一項に規定する場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合(適格合併、適格分割、同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む連結事業年度開始の日前一年(工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間)以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供し得たとき(当該連結事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供しなくなったときを除く。)、又は供する見込みであるときは、当該連結親法人又はその連結子法人は、政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした当該資産に限り、当該資産を第一項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

4 第一項の規定の適用を受けた連結親法人又は

その連結子法人(連結事業年度に該当しない事業年度において第十九条第一項の規定の適用を受けたものを含む。)が、第一項に規定する買換資産(同条第一項に規定する買換資産(当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十二条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項において「單体買換資産」という。)を含む。)の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を第一項の表の各号の下欄に規定する地域、当該買換資産が単体買換資産である場合には、第十九条第一項の規定により損金の額に算入された金額(当該各号の下欄に規定する場合を除く。)に移転する場合には、政令で「適格合併等」という。)により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は

当該各号の下欄に規定する場合を除く。)には、政令で「適格合併等」という。)により当該買換資産を

被現物分配法人(第十項において「合併法人等」という。)に移転する場合には、政令で「適格合併等」という。)により当該買換資産を

定めるところにより、当該買換資産につき第一項の規定により損金の額に算入され

たとき(当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を

含む連結事業年度(適格合併に該当しない合併

(連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が同法第十五条の二第二項に

規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の該合併に限る。第十項において同じ。)に

より当該買換資産を移転したことにより当該買

換資産をその事業の用に供しなくなった場合に

は、当該合併の日の前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入す

る。

5 租税特別措置法第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 租税特別措置法第六十八条の七十八第七項及び第八項の規定は、第一項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。この場合において、同条第八項中「第四項」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完

全支配関係にある連結子法人が、対象期間内に

第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡を

したものとする。

8 第二項の規定は前項の規定を適用する場合に

ついて、第三項の規定は前項に規定する場合に

ついて、第六項前段の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用す

る。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用を受けたこれらの方に規定する技術的読替えは、政令で定め

る。

9 第七項の規定は、同項の連結親法人が適格分

割等の日以後二月以内に同項に規定する減額し

た金額その他の財務省令で定める事項を記載し

た書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署

長に提出した場合に限り、適用する。

10 適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産

(連結事業年度に該当しない事業年度において

11 租税特別措置法第六十八条の七十八第十三項の規定は、第一項又は第七項の規定の適用を受

である土地等については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(第十項において「適格合併等」という。)により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は当該各号の下欄に規定する場合を除く。)には、政令で「適格合併等」という。)により当該買換資産を被現物分配法人(第十項において「合併法人等」という。)に移転する場合には、政令で「適格合併等」という。)により当該買換資産を定めるところにより、当該買換資産につき第一項の規定により損金の額に算入された金額(当該買換資産が単体買換資産である場合には、第十九条第一項の規定により損金の額に算入された金額(当該各号の下欄に規定する場合を除く。)に移転する場合には、政令で「適格合併等」という。)により当該買換資産が單体買換資産である場合には、第十九条第一項の規定により損金の額に算入された金額(当該各号の下欄に規定する場合を除く。)を含む)に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を含む連結事業年度(適格合併に該当しない合併

(連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が同法第十五条の二第二項に

規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の該合併に限る。第十項において同じ。)に

より当該買換資産を移転したことにより当該買

換資産をその事業の用に供しなくなった場合に

は、当該合併の日の前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入す

る。

12 第十九条第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの方に規定する買換資産(当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一

条の十一第一項又は第六十二条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時

価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び次項において「單体買換資産」という。)を含

む。)の移転を受けた合併法人等(当該適格合併

親法人若しくはその連結子法人の事業の用に供

し、かつ、当該適格分割等の直前まで引き続き

当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分割等に係る分割承

継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法

人(以下この項において「分割承継法人等」とい

う。)において当該適格分割等により移転を受け

る当該各号の下欄に規定する地域内にある事業

の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域で

ある土地等については、その移転を受ける事業

の用に供することが見込まれるものに限る。)を含む当該分割承継法人等に移転するときは、当該

買換資産につき、当該買換資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減

額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額

の計算上、損金の額に算入する。

13 第二項の規定は前項の規定を適用する場合に

ついて、第三項の規定は前項に規定する場合に

ついて、第六項前段の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用す

る。この場合において、第二項及び第三項の規

定の適用に係る技術的読替えは、政令で定め

る。

14 第七項の規定は、同項の連結親法人が適格分

割等の日以後二月以内に同項に規定する減額し

た金額その他の財務省令で定める事項を記載し

た書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署

長に提出した場合に限り、適用する。

15 第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡を

した日を含む連結事業年度において適格分割、

適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に

平成二十三年四月二十二日

けた買換資産(単体買換資産を含む。)について準用する。

第二項から前項まで(第七項を除く)に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表及^ズ且^レ別表第十六条の二十八第一

の額又は利得又は損失額等の二分の一の七十%第
一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該
当する場合における第一項又は同条第一項の規
定により損金の額に算入される金額の計算、第
一項、第四項、第七項及び第十項の規定により
損金の額又は益金の額に算入される金額がある
場合における法人税法第八十一条の十八第一項
に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計
算その他第一項及び第七項の規定の適用に関し
必要な事項は、政令で定める。

(第一二号を除く。)の規定は、この条及び次条に規定する用語について準用する。この場合において、同項第三号中「第三項第十項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。)第二十七条第三項(同条第八項)と、同号口中「第一項の表」とあるのは「震災特例法第二十七条第一項の表」と、「次条第一項」とあるのは「震災特例法第二十八条第一項」と、同項第四号中「第一項」とあるのは「震災特例法第二十七条第一項」と読み替えるものとする。

(連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

二十八条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの期間(第三項において「対象期間」という。)内に、その有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間(同条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号

の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより

2 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

については、適用しない。

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
における当該連結新法人

四 三 清算中の連結子法人

連結事業年度における当該合併に係る被合併

3 法人である連結法人
連結親法人又は当該連結親法人による連結完

全支配関係にある連結子法人が、対象期間内に

第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む連結事業年度において適格分割(その

日以後に行われるものに限る。以下この条にお

いて同じ。)又は適格現物出資(その日以後に行われるものに限る。以下この條において同じ。)

を行う場合において、次に掲げる要件を満たす

ときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該適格分割又は適格現物出資に係

る分割承継法人又は被現物出資法人において当

該譲渡をした資産に係る前条第一項の表の各号の下闇に掲げる資産の取扱い充てようとする額

一括に扱い、資産の取扱い方によっては、
に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金

額の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの（以下この条これらを「月中寺別勘定」という。）

を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定

の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連益所得の金額の十算六、損金の額二算八十

連結子会社の全額の計算上、預金の額は算入する。ただし、当該連結子会社のうち清算中のも

のについては、この限りでない。

一 当該分書承継法ノ又に被現物出資法ノにおいて当該適格分割又は適格現物出資の日から

当該譲渡の日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後一月（満過）の期間（以下「

翌日以後一年を経過する日までの期間(前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない

事情があるため、当該分割承継法人又は被現物出資法人が当該期間内に同条第一項の表の

事情があるため、当該分割承継法人又は被現物出資法人が当該期間内に同条第一項の表の

各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、当該譲渡をした連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間)内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれること。

二 前号の取得の日から一年以内に当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該取得をした資産を当該適格分割又は適格現物出資により移転を受ける前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供することができる。

前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第十三項第四号において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該適格合併に限る。以下この項及び第七項において同じ。)、適格分割又は適格現物出資を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併、適格分割又は適格現物出資の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額連結事業年度に

該当しない事業年度において設けた第二十条
第一項の特別勘定の金額を含むものとし、既
に益金の額に算入された、又は益金の額に算
入されるべき金額がある場合には、これらの
金額を控除した金額とする。以下この条にお
いて同じ。)

又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額(当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含

9 前条第七項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十条第一項の特別勘定を含む）を設けてある連結親法人又はその連結子法人が適格な場合、適用する。

金額に相当する金額は、当該買換資産の取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

二
又は適格現物出資の直前において有する第二項の特別勘定の金額のうち当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該取得をした資産を当該適格分割又は適格現物出資により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用に供することが見込まれる場合における当該資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額及び当該適格分割又は適格現物出資に際して設けた期中特別勘定の金額

8 前条第一項の規定は、第一項の特別勘定(連
む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年
度である場合には、第二十条第一項の規定によ
り設けている特別勘定の金額)とみなす。

結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十条第一項の特別勘定を含む)を設けている連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する取得指定期間(当該特別勘定の金額が第五項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第三項第一号に規定する期間その他政令で定める期間。次項及び第十三項において「取得指定期間」という。)内に当該特別勘定に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その連結法人又はその連結子法人の事業の用)に供したとき(当該取得の日を含む連結事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときは除く。)、又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。)について準用する。この場合において、同項中「当該連結事業年度に係る確定した決算」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含

適格分割、適格現物出資又は適格現物分配による資産の取得をし、当該適格分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内に当該特別勘定に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる被災区域である連絡親法人若しくはその連絡子法人の事業の用（同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その連絡親法人又はその連絡子法人の事業の用）に供し、かつ、当該適格分割等の直前まで引き続き当該事業の運用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人（以下「被現物の項において「分割承継法人等」という。）において当該適格分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第七項中「当該連絡事業年度の連結所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

る場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。)において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第一項の特別勘定(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十条第一項の特別勘定を含む。)を設ける連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等(法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項目において同じ。)を行った場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第一項の特別勘定(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十条第一項の特別勘定を含む。)を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(第五項

の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当する日を含む連結事業年度(第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日)を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算

一 取得指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前三項の規定に該当する場合以外の場合に

二 取得指定期間を経過する日において第一項の特別勘定の金額を有する場合 当該取り崩した場合 当該取り崩した金額

三 取得指定期間に解散した場合(合併によ り勘定の額)

に解散した場合を除き、通常はこの確定日より手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日

四 定の金額

連結子法人が被合併法人となる合併（連結子法人が被合併法人となる合併）にあつては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日で

ある場合の当該合併に限る。)を行つた場合において、その被合併法人である当該連結親法

金額を有しているとき 当該特別勘定の金額
前条第二項の規定は、第八項又は第九項の規

定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積」、「二〇〇〇坪」、「当該土地等に係る面積」とは、

同条第八項又は第九項に規定する買換資産のうち

ものとする。
前条第四項の規定は、第八項の規定の適用を

受けた連結親法人又はその連結子法人(連結年度に該当しない事業年度において第二十条第七項の規定の適用を受けたものを含む。)が、第八項に規定する買換資産(第二十条第七項に規定する買換資産(当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十二条の十二第一項の規定の適用を受けていたこれら(以下この項及び第十八条項において「単体買換資産」という。)を含む。)を含む。)が、第一年以内に、当該買換資産を当該買換資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が単体買換資産である場合には「被換資産」という。)を含む。)の取得をした日から満一年以内に、当該買換資産が単体買換資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が単体買換資産である場合には「被換資産」という。)を含む。)の取得をした日から満一年以内に、当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(前条第一項の表の第二号の下欄に掲げる又は第十九条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域)内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(前条第一項の表の第二号の下欄に掲げる又は第十九条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域)内にあって「適格合併等」という。により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(次項において「合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(次項において「合併法人等」という。)に移転する場合を除く。)について準用する。

併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が単体買換資産である場合には、第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用)前条第一項の表の第二号の下欄又は第十九条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用)に供しない場合又は供しなくなつた場合(適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。)について準用する。

17 租税特別措置法第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項又は第八項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について、同条第十一項の規定は第九項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項の規定を適用するときは同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは「明細書 取得をする見込みである」資産につき財務省令で定める事項を記載した書類と、同条第八項中「第四項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十八条第十五項において準用する同法第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

18 租税特別措置法第六十八条の七十八第十三項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産(単体買換資産を含む。)について準用する。

19 前二項に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表及び租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額の計算、第一項、第三項、第八項から

第十三項まで、第十五項及び第十六項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(連結法人の特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第二十九条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、その有する資産で第二十七条第一項の表の各号の上欄に掲げるもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(租税特別措置法第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換・換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(第一号において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合にあっては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)は、当該連結親法人又はその連結子法人が、その交換の日ににおいて、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第二十七条第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該連結親法人又はその連結子法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第二十七条第一項の取得をしたもの

とみなす。

(連結法人の代替資産の取得期間等の延長の特例)

第三十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第六十八条の七十一第一項に規定する代替資産又は同法第六十八条の七十九第一項に規定する各号の下欄に掲げる資産をこれら規定に規定するこれらの資産の取得(これら規定に定める取得をいう。以下この条において同じ)をすべき期間(その末日が平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十日まで同じ)をすべき期間(その末日が平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十日まで同じ)における同一の期間において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内にこれら資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該期間の初日から当該政令で定める日までの期間をこれらの規定に規定する期間とみなして、同法第六十八条の七十一及び第六十八条の七十九の規定を適用する。

(法人課税信託の受託者に関するこの章の適用)

第三十二条 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の人とみなして、この章(第三十三条规定を除く)の規定を適用する。

(政令への委任)

第三十三条 第十九条から第二十一条まで及び第二十七条から第二十九条までの規定の適用がある場合における租税特別措置法の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第三十三条 偽りその他不正の行為により、第十一条第四項又は第二十三条第四項において準用

する法人税法第八十条第六項の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人(人格のない社団等を含む。第三項及び第四項において同じ)の代表者(人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む)、代理人、使用人その他の従業者(当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、し、又はこれを併科する)。

2 前項の還付を受けた法人税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超える還付を受けた法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法

人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。この他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(第四章 相続税法等の特例)

(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例)

第三十四条 平成二十三年三月十日以前に相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第三十八条までにおいて同じ)により取得した財産で相続税法昭和二十五年法律第七十三条号)第二十一条の九第三項(租税特別措置

する法人税法第八十条第六項の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人(人格のない社団等を含む。第三項及び第四項において同じ)の代表者(人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む)、代理人、使用人その他の従業者(当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、し、又はこれを併科する)。

法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定の適用を受けるものに係る贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び第三十六条において同じ)により財産を取得した者があり、かつ、当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十一日以後である場合において、その者が当該相続若しくは遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間に取得したもので、同法第十九条又是第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る)で同月十一日において所有していたもののうちに、東日本大震災により相当な損害を受けた地域として財務大臣の指定する地域(以下この項及び第四項において「指定地域」という)内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この項及び次項において「特定土地等」という)又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人として政令で定める法人の株式若しくは出資(金融商品取引法昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この項及び次項において「特定株式等」という)があるときは、当該特定土地等又は当該特定株式等について、相続税法第十一條の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額又は同法第十九条若しくは第二十一条の十五の規定により当該相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、同法第十二条の規定にかかわらず、東日本大震災の発生直後の価額として政令で定めるものの金額と

かつ、当該相続財産の全部又は一部の遺贈に係る相続税法第二十九条第一項又は第三十一条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十一日以後である場合において、当該相続財産の全部又は一部で同日においてその者が所有していたもののうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用する。

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修

正申告書を含む)又は同法第二十三条第三項に規定する更正請求書にこれらの規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。ただし、当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるとときは、この限りではない。

4 財務大臣は、第一項の規定により指定地域を定めたときは、これを告示する。

(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例)

第三十五条 個人が平成二十二年一月から平成二十三年三月十日までの間に贈与により取得した財産で同月十一日において所有していたもののうちに、特定土地等又は特定株式等がある場合は、当該特定土地等又は特定株式等について、相続税法第二十二条の二又は第二十二条の十に規定する贈与税の課税価格に算入すべき価額は、同法第二十二条の規定にかかわらず、東日本大震災の発生直後の価額として政令で定めるものの金額と

2 前項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、同法第三項中「これらの規定に規定する申告書(これらの申告書)とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書(当該申告書)と、「これらの規定」とあるのは「次条第一項の規定」と読み替えるものとする。

(相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例)

平成二十三年四月二十二日

第三十六条 同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者のうちに第三十四条第一項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該相続若しくは遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が

相続税法第二十七条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日(財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日をいう。以下この条において同じ。)の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、指定日とする。

2 同一の被相続人から遺贈により財産を取得した全ての者のうちに第三十四条第二項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人が相続税法第二十九条第一項若しくは同条第二項において準用する同法第二十七条第二項の規定又は同法第三十一条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、指定日とする。

3 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に贈与により財産を取得した個人で前条第一項の規定の適用を受けることができるものが相続税法第二十八条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、指定日とする。

4 前項に規定する者の相続人が相続税法第十八条规定において準用する同法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、指定日とする。

5 財務大臣は、第一項の規定により指定日を定めたときは、これを告示する。
(東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用

家屋についての居住要件等の特例)

第三十七条 税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金(以下この項及び次項において「住宅取得等資金」という。)について、同条第一項の規定の適用を受けた者に限る。又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第一百二十四条第四項の規定により同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項及び次項において「平成二十二年旧租税特別措置法」という。)第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、租税特別措置法第七十条の二第四項から第六項までの規定又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅の家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなったときは、適用しない。

一 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅の家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなったときは、租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅の家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなったときは、適用しない。

2 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に贈与により財産を取得した個人で前条第一項の規定の適用を受けることができるものが相続税法第二十八条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、指定日とする。

3 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に贈与により財産を取得した個人で前条第一項の規定の適用を受けることができるものが相続税法第二十八条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、指定日とする。

4 前項に規定する者の相続人が相続税法第十八条规定において準用する同法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、指定日とする。

5 財務大臣は、第一項の規定により指定日を定めたときは、これを告示する。
(東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用

二 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなったと見込まれることによりこれらの規定の適用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋が東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなつたとき。

三 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を平成二十三年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同号の既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたと見込まれることによりこれらの規定の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により当該住宅用家屋を同年十二月三十日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

二 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を平成二十三年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同号の既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたと見込まれることによりこれらの規定の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により当該住宅用家屋を同年十二月三十日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

三 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を平成二十三年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同号の既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

4 前項に規定する者の相続人が相続税法第十八条规定において準用する同法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、指定日とする。

5 財務大臣は、第一項の規定により指定日を定めたときは、これを告示する。
(東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用

一 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたこととのない住宅用家屋の取得をして平成二十三年三月十五日後遅滞なくこれら

の住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることによりこれらの規定の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により当該住宅用家屋を同年十二月三十日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

二 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたこととのない住宅用家屋の取得をして平成二十三年三月十五日後遅滞なくこれら

の住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることによりこれらの規定の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により当該住宅用家屋を同年十二月三十日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

三 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を平成二十三年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同号の既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

4 前項に規定する者の相続人が相続税法第十八条规定において準用する同法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、指定日とする。

5 財務大臣は、第一項の規定により指定日を定めたときは、これを告示する。
(東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用

得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築(改築その他の工事を含む。)の対価に充てて当該新築若しくは取得又は増築をする場合には、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成二十四年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができないかったときであっても、当該個人は、租税特別措置法第七十条の二の規定の適用を受けることができる。この場合において、同条第一項及び第四項中「贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日」とあり、並びに同項中「当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日」とあるのは、「平成二十五年三月十五日」とする。

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例)

第三十八条 租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金(以下この項及び次項において「住宅取得等資金」という。)について同条第一項の規定の適用を受けた同条第三項第一号に規定する特定受贈者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者から贈与により住宅取得等資金の取得をした者に限る。)が、次に掲げる場合に該当するときは、同条第四項から第六項までの規定は、適用しない。

1 当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋をいう。以下この号及び次項第一号において「住宅用家屋」という。)の新築(新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。次項第一号及び第三項において同じ。)又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の

取得をして平成二十三年三月十日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住用に供することが確実であると見込まれることにより同条第一項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用家屋が東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。

2 当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき。

3 当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき。

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(東日本大震災の被災者が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免稅)

第三十九条 東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(次条第一項において「被災者等」という。)が東日本大震災により滅失した建物又は東日本大震災により損壊したため取り壊した建物(同項において「滅失建物等」という。)に代わるものとして新築又は取得をした建物で政令で定めるものの所有権の保存又は移転の登記については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 住宅取得等資金について租税特別措置法第七十条の三第一項の規定の適用を受けた同条第三項第一号に規定する特定受贈者(平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に同年一月一日において六十五歳未満の者から贈与により住宅取得等資金の取得をした者に限る。)が、平成二十三年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき。

3 平成二十三年一月一日から同年三月十日までの間に同年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築(改築その他の工事を含む。)の対価に充てて当該新築若しくは取得又は増築をする場合に該当するやむを得ない事情により平成二十四年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができないかったときであつても、当該個人は、租税特別措置法第七十条の三の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該住宅用家屋が東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。

の三第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして平成二十三年三月十五日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住用に供することが確実であると見込まれることにより同条第一項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用家屋が東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。

2 当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき。

3 当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき。

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 登録免許税法の特例

(東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免稅)

第三十九条 東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(次条第一項において「被災者等」という。)が東日本大震災により滅失した建物又は東日本大震災により損壊したため取り壊した建物(同項において「滅失建物等」という。)に代わるものとして新築又は取得をした建物で政令で定めるものの所有権の保存又は移転の登記については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 前項の規定の適用を受ける建物の新築又は取得のための資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む。以下第四十一条までにおいて同じ。)が行われる場合又はその対価の支払が賦税の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権を担保するために受ける当該建物に目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係

る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免課税)

第四十条 被災者等が前条第一項の規定の適用を受ける建物(以下この項において「被災代替建物」という。)の敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合

において、当該土地(当該被災代替建物に係る滅失建物等の床面積の状況その他の事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限る。)の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 前項の規定の適用を受ける土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得のための資金の貸付けが行われる場合又はその対価の支払が賦税の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権又はその賦税金に係る債権又はその賦税金に係る債権を担保する場合に係る登録免許税を課さない。

3 前二項の規定は、被災者等が東日本大震災により滅失した航空機若しくは東日本大震災により損壊したため取り壊した航空機に代わるものとして建造若しくは取得をした航空機で政令で定めるものの新規登録若しくは移転登録又はこれらの登録を受ける航空機を目的とする抵当権の設定の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「船舶」とあるのは、航空機と、「所有権の保存又は移転登録」と、前項中「設定の登記」とあるのは「新規登録又は移転登録」と、前項中「設定の登記」とあるのは「設定の登記」と読み替えるものとする。

第六章 消費税法等の特例

(納稅義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例)

第四十二条 東日本大震災の被災者である事業者(以下この条において「被災事業者」という。)で被災日(事業者が被災事業者となつた日をいう。)による届出書を国税庁長官が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法第十二条の規定による申告に関する期限の延長の状況を定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(第三項において「被災者等」という。)が東日本大震災により滅失した船舶又は東日本大震災により取り壊した船舶に代わるものとして建造又は取得をした船舶で政令で定めるものの所有権の保存又は移転の登記については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 前項の規定の適用を受ける船舶の建造又は取扱い登記は、当該届出書を同項の規定による課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該届出書の提出について、財務省令で定めるところによりこの法律の施行日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

は、当該課税期間の末日)に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

2 消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出した事業者が被災事業者となつた場合又は被災事業者が指定日までに当該届出書を提出した場合におけるこれらの事業者の被災日の属する税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする税課税期間の初日の前日、当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する税課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日)に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

3 課税期間による届出書の提出については、同条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

4 消費税法第十二条の二第一項に規定する新設法人が被災事業者となつた場合(当該新設法人が国税通則法第十二条の規定の適用を受けたものでない場合にあつては、この項の規定の適用を受けようとする旨を記載した届出書を消費税法第十二条の二第二項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日とのいずれか遅い日までにその納稅地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。)における当該被災事業者に係る被災日の属する課税期間による届出書の提出については、同条第五項の規定は、適用しない。

5 消費税法第十二条の二第一項に規定する新設法人が被災事業者となつた場合における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間について、財務省令で定めるところによりこの法律の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録

6 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとするものが、同項の規定に係る税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする税課税期間の初日の前日、当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する税課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日)に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

7 消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を提出した事業者が被災事業者となつた場合又は被災事業者が指定日までに当該届出書を提出した場合におけるこれらの事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間(当該届出書の提出により同項の規定の適用を受けることとなる課税期間に限る。)に係る同条第五項の規定による届出書の提出については、同条第五項の規定は、適用しない。

8 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとするものが、同項の規定に係る税務署長に提出したときは、当該届出書を同条第一項の規定の適用を受けようとするものが、同条第四項の規定による届出書を提出した場合に限る。)に係る同項の規定による届出書の提出については、同条第五項の規定は、適用しない。

9 第六項又は前項の届出書を提出した被災事業者がその提出前に消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合におけるこれらの規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中間申告書の提出を要しない場合)
第四十三条 東日本大震災に係る国税通則法第十

の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日から施行する。
(施行日前に確定申告書を提出した者等に係る更正の請求)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に平成二十二年分の所得税につき第二条第二項第二号に規定する確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同項第三号に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の事項につき施行日前に同項第三号に規定する修正申告書の提出又は同法第二十三条第一項の更正の請求をすることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をることができる。

(施行日前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付)

第三条 平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に次の各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利息、収益の分配又は差益について所得税法第八十一条の規定により徴収された所得税の額がある場合において、当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたものであるときは、当該徴収された所得税の額がある租税特別措置法第四条の二第一項に規定する勤労者は、政令で定めるところにより、平成二十四年三月十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、当該徴収された所得税の額の還付を請求することができる。

一 租税特別措置法第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項

第一号口若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実 稟税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益

二 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第二項

第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハ又は同項第三号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実 稟税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益

2 前項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、前項の規定による還付金につき充當をする場合には、その計算の基礎となる同項の期間から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日)までの期間とする。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第三条 第十二条の規定は、個人が平成二十三年三月十一日以後に取得(建設及び製作を含む)する同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用する。

(震災損失の繰戻しに係る還付請求書の提出期限に関する経過措置)

第五条 平成二十三年三月十一日を含む第二条第三項第三号に規定する事業年度分の法人税につき同項第六号に規定する確定申告書を同年七月一日前に提出した法人(同項第一号に規定する人格のない社団等を含む。次条において同じ。)

については、第十五条第一項中「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮

決算の中間申告書の提出と同時に」とあるのは「平成二十三年七月三十日までに」として、同項の規定を適用する。

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例に関する経過措置)

第六条 第十九条の規定は、法人が平成二十三年三月十一日以後に取得(建設及び製作を含む)する同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用する。

(連続法人の震災損失の繰戻しに係る還付請求書の提出期限に関する経過措置)

第七条 平成二十三年三月十一日を含む第二条第三項第十六号に規定する連結事業年度分の法人税につき同項第三十三号に規定する連結確定申告書を同年七月一日前に提出した同項第二十九号に規定する連結親法人については、第二十三条第一項中「当該各連結事業年度に係る連結確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書の提出と同時に」として、同項の規定を適用する。

(連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例に関する経過措置)

第八条 第二十七条の規定は、第二条第三項第二十九号に規定する連結親法人又は当該連結親法人による同項第三十一号に規定する連結完全支配関係にある同項第三十二号に規定する連結子法人が平成二十三年三月十一日以後に取得(建設及び製作を含む。)する第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用する。

(相続税法等の特例に関する経過措置)

第九条 施行日前に平成二十三年三月十日以前の相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項(租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるも

のに係る贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)に係る相続税又は平成二十二年分の贈与税につき第三十四条第三項に規定する申告書を提出した者及び施行日前に当該相続税又は贈与税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これら的事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があった場合は、その更正後の事項)につき第四章の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、施設日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

(被災自動車の使用者であつた者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税に関する経過措置)

第十条 第四十六条第一項の規定により自動車重量税が免除される同項に規定する検査自動車での間に同項に規定する自動車検査証の交付等を受けた検査自動車につき自動車重量税が納付されている場合には、当該納付された自動車重量税については、当該納付された自動車重量税が納付されている場合には、当該納付された自動車重量税につけては、当該納付された自動車重量税を自動車重量税法第十六条第一項第二号に規定する過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

(印紙税の非課税に関する経過措置)

第十二条 第四十七条又は第四十八条第一項の規定により印紙税を課さないこととされるこれらの規定に規定する消費貸借に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書で平成二十三年三月十一日から施行日の前までの間に作成したものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規

平成二十三年五月十一日印刷

平成二十三年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

F